

○建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百四十六号)

改正	平成一二年一〇月一七日建設省告示	第二〇一〇号
	同 一二年一二月二二日同	第二四四〇号
	同 一二年一二月二六日同	第二四六四号
	同 一三年一〇月一五日国土交通省告示	第一五三九号
	同 一三年十一月一五日同	第一六三八号
	同 一四年 四月一六日同	第 三二五号
	同 一四年 五月一四日同	第 四〇八号
	同 一四年 五月二七日同	第 四六一号
	同 一四年 七月二三日同	第 六六四号
	同 一五年 四月二八日同	第 四六一号
	同 一五年一〇月二四日同	第一四一一号
	同 一六年 四月 二日同	第 四五一号
	同 一八年 九月二九日同	第一一六八号
	同 一九年 五月一八日同	第 六一九号
	同 二〇年 八月一日同	第 九六八号
	同 二六年一〇月二八日同	第一〇四五号
	同 二七年一二月 一日同	第一一六五号
	同 二八年 三月三十一日同	第 五六一号
	同 二八年 六月 一日同	第 七九五号
	同 二八年 六月一三日同	第 八一四号
	同 二九年 一月二〇日同	第 三三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

第一 建築基準法（以下「法」という。）第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。ただし、法第二十条第一項第

一号の規定による国土交通大臣の認定を受けた構造方法を用いる建築物に使用される建築材料で平成十二年建設省告示第千四百六十一号第九号ハの規定に適合するもの、法第八十五条第五項の規定による特定行政庁の許可を受けた仮設建築物に使用される建築材料及び現に存する建築物又は建築物の部分（法第三十七条の規定又は法第四十条の規定に基づく条例の建築材料の品質に関する制限を定めた規定に違反した建築物又は建築物の部分を除く。）に使用されている建築材料にあつては、この限りでない。

- 一 構造用鋼材及び鋳鋼
- 二 高力ボルト及びボルト
- 三 構造用ケーブル
- 四 鉄筋
- 五 溶接材料（炭素鋼、ステンレス鋼及びアルミニウム合金材の溶接）
- 六 ターンバックル
- 七 コンクリート
- 八 コンクリートブロック
- 九 免震材料（平成十二年建設省告示第二千九号第一第一号に規定する免震材料その他これに類するものをいう。以下同じ。）
- 十 木質接着成形軸材料（木材の単板を積層接着又は木材の小片を集成接着した軸材をいう。以下同じ。）
- 十一 木質複合軸材料（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木材を接着剤により I 形、角形その他所要の断面形状に複合構成した軸材をいう。以下同じ。）
- 十二 木質断熱複合パネル（平板状の有機発泡剤の両面に構造用合板その他これに類するものを接着剤により複合構成したパネルのうち、枠組がないものをいう。以下同じ。）
- 十三 木質接着複合パネル（製材、集成材、木質接着成形軸材料その他の木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを接着剤により複合構成したパネルをいう。以下同じ。）
- 十四 タッピンねじその他これに類するもの（構造用鋼材にめねじを形成し又は構造用鋼材を切削して貫入するものに限る。）
- 十五 打込み鋌（構造用鋼材に打込み定着するものをいう。以下同じ。）
- 十六 アルミニウム合金材
- 十七 トラス用機械式継手
- 十八 膜材料、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム
- 十九 セラミックメーソンリーユニット
- 二十 石綿飛散防止剤
- 二十一 緊張材

二十二 軽量気泡コンクリートパネル

二十三 直交集成板（ひき板又は小角材（これらをその繊維方向を互いにほぼ平行にして長さ方向に接合接着して調整したものを含む。）をその繊維方向を互いにほぼ平行にして幅方向に並べ又は接着したものを、主として繊維方向を互いにほぼ直角にして積層接着し三層以上の構造を持たせたものをいう。以下同じ。）

第二 法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格は、別表第一（い）欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げるものとする。

第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 別表第二（い）欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表（は）欄に掲げる測定方法等により確認された同表（ろ）欄に掲げる品質基準に適合するものであること。

二 別表第三（い）欄に掲げる建築材料の区分に応じ、それぞれ同表（ろ）欄に掲げる検査項目について、同表（は）欄に掲げる検査方法により検査が行われていること。

三 別表第二の（ろ）欄に掲げる品質基準に適合するよう、適切な方法により、製造、運搬及び保管がなされていること。

四 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。

五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。

イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。

（1） 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。

（i） 製品の品質、検査及び保管に関する事項

（ii） 資材の品質、検査及び保管に関する事項

（iii） 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項

（iv） 製造設備及び検査設備の管理に関する事項

（v） 外注管理（製造若しくは検査又は設備の管理の一部を外部に行わせている場合における当該発注に係る管理をいう。以下同じ。）に関する事項

（vi） 苦情処理に関する事項

（2） 製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること。

（3） 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。

ロ 製品及び資材の検査及び保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ハ 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。

（1） 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切

に管理されていること。

(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。

(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。

ニ 製造設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に維持されていること。

ホ 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。

ヘ 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト 製品の管理（製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。）、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。

六 その他品質保持に必要な技術的生産条件を次のとおり満たしていること。

イ 次に掲げる方法により品質管理の組織的な運営が図られていること。

(1) 品質管理の推進が工場その他の事業場（以下「工場等」という。）の経営方針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。

(2) 工場等における品質管理を適切に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。

(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。

ロ 次に定めるところにより、品質管理推進責任者が配置されていること。

(1) 工場等において、製造部門とは独立した権限を有する品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。

(i) 品質管理に関する計画の立案及び推進

(ii) 社内規格の制定、改正等についての統括

(iii) 製品の品質水準の評価

(iv) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並び部門間の調整

(v) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言

(vi) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進

(vii) 外注管理に関する指導及び助言

(viii) 製品の品質基準への適合性の承認

(ix) 製品の出荷の承認

(2) 品質管理推進責任者は、製品の製造に必要な技術に関する知識を有し、かつ、これに関する実務の経験を有する者であって、学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは工業に関する高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校若しくは外国におけるこれらの学校に相当する学校の工学若しくはこれに相当する課程において品質管理に関する科目を修めて卒業し、又はこれに準ずる品質管理に関する科目の講習会の課程を修了することにより品質管理に関する知見を有すると認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q九〇〇一（品質マネジメントシステム—要求事項）—二〇〇〇の規定に適合していること。

二 前項第一号から第四号まで、第五号イ(2)及び第六号ロの基準に適合していること。

三 製造をする建築材料の規格等に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、製品について規格等に適合することの検査及び保管が、社内規格に基づいて適切に行われていること。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月一七日建設省告示第二〇一〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一〇月一五日国土交通省告示第一五三九号）

この告示は、建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（平成十三年国土交通省令第百二十八号）の施行の日（平成十三年十月十五日）から施行する。

附 則（平成一八年九月二九日国土交通省告示第一一六八号）

この告示は、石綿による健康等に係る被害を防止するための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成一九年五月一八日国土交通省告示第六一九号）

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月二八日国土交通省告示第一〇四五号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二七年一二月一日国土交通省告示第一一六五号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十七年十二月三十一日から施行する。ただし、第一第九号に掲げる建築材料以外の指定建築材料に対するこの告示の規定は、国土交通大臣が別に定める日から適用する。

（別に定める日＝平成二九年四月一日）

（経過措置）

第二条 指定建築材料のうち、この告示の施行前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、この告示は、適用しない。

第三条 平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第九号に掲げる建築材料以外の指定建築材料のうち、附則第一条ただし書に規定する日前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対して性能評価の申請がされたものについては、前条の規定にかかわらず、この告示は、適用しない。

第四条 この告示による改正前の平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして建築基準法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた指定建築材料は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号第三第一項各号に適合するものとして同法第三十七条第二号の規定による国土交通大臣の認定を受けているものとみなす。

附 則 （平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五六一号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に存する建築物に用いられている直交集成板又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物に用いられる直交集成板は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号の規定に適合するものとみなす。
- 3 この告示の施行前に建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項又は昭和五十六年建設省告示第千百号第一第十二号の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組（直交集成板を用いるものに限る。）を用いる建築物（この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項による通知がされた建築物に限る。）に用いられる直交集成板（当該軸組に用いられるものに限る。）は、この告示による改正後の平成十二年建設省告示第千四百四十六号の規定に適合するものとみなす。

附 則 （平成二八年六月一日国土交通省告示第七九五号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年六月一三日国土交通省告示第八一四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年一月二〇日国土交通省告示第三三号） 抄

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表第一（法第三十七条第一号の日本工業規格又は日本農林規格）

(い)	(ろ)
第一第一号 に掲げる建 築材料	日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二五（鋼管ぐい）一一九九四、 JIS A五五二六（H形鋼ぐい）一一九九四、JIS E一一〇（普通レール及び 分岐器類用特殊レール）一二〇〇一、JIS E一一〇三（軽レール）一一九九 三、JIS G三一〇一（一般構造用圧延鋼材）一一九九五、JIS G三一〇六（溶 接構造用圧延鋼材）一一九九九、JIS G三一〇四（溶接構造用耐候性熱間圧 延鋼材）一一九九八、JIS G三一三六（建築構造用圧延鋼材）一一九九四、 JIS G三一三八（建築構造用圧延棒鋼）一一九九六、JIS G三二〇一（炭素 鋼鍛鋼品）一一九八八、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一 一九九八、JIS G三三一二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）一一九九四、 JIS G三三二一（溶融五十五%アルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯） 一一九九八、JIS G三三二二（塗装溶融五十五%アルミニウム—亜鉛合金め っき鋼板及び鋼帯）一一九九八、JIS G三三五〇（一般構造用軽量形鋼）一 一九八七、JIS G三三五二（デッキプレート）一二〇〇三、JIS G三三五三 （一般構造用溶接軽量H形鋼）一一九九〇、JIS G三四四四（一般構造用炭素 鋼管）一一九九四、JIS G三四六六（一般構造用角形鋼管）一一九八八、JIS G三四七五（建築構造用炭素鋼管）一一九九六、JIS G四〇五一（機械構造用 炭素鋼鋼材）一一九七九、JIS G四〇五三（機械構造用合金鋼鋼材）一二〇 〇三、JIS G四三二一（建築構造用ステンレス鋼材）一二〇〇〇、JIS G五 一〇一（炭素鋼鋳鋼品）一一九九一、JIS G五一〇二（溶接構造用鋳鋼品） 一一九九一、JIS G五一一一（構造用高張力炭素鋼及び低合金鋳鋼品）一一 九九一又はJIS G五二〇一（溶接構造用遠心力鋳鋼管）一一九九一
第一第二号 に掲げる建 築材料	JIS B一〇五一（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部・ボ ルト、ねじ及び植込みボルト）一二〇〇〇、JIS B一〇五四一一（耐食ステ ンレス鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト） 一二〇〇一、JIS B一〇五四一二（耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的 性質—第二部：ナット）一二〇〇一、JIS B一一八〇（六角ボルト）一一九 九四、JIS B一一八一（六角ナット）一一九九三、JIS B一一八六（摩擦接

	合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) 一一九九五、JIS B一二五六 (平座金) 一一九九八又はJIS B一〇五七 (非鉄金属製ねじ部品の機械的性質) 一二〇〇一
第一第三号 に掲げる建 築材料	JIS G三五二五 (ワイヤロープ) 一一九九八、JIS G三五四六 (異形線ロープ) 一二〇〇〇、JIS G三五四九 (構造用ワイヤロープ) 一二〇〇〇又はJIS G三五五〇 (構造用ステンレス鋼ワイヤロープ) 一二〇〇三
第一第四号 に掲げる建 築材料	JIS G三一一二 (鉄筋コンクリート用棒鋼) 一一九八七又はJIS G三一一七 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) 一一九八七
第一第五号 に掲げる建 築材料	JIS Z三一八三 (炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶着金属の品質区分及び試験方法) 一一九九三、JIS Z三二一一 (軟鋼用被覆アーク溶接棒) 一一九九一、JIS Z三二一二 (高張力鋼用被覆アーク溶接棒) 一一九九〇、JIS Z三二一四 (耐候性鋼用被覆アーク溶接棒) 一一九九九、JIS Z三二二一 (ステンレス鋼被覆アーク溶接棒) 一二〇〇三、JIS Z三三一二 (軟鋼及び高張力鋼用マグ溶接ソリッドワイヤ) 一一九九九、JIS Z三三一三 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ) 一一九九九、JIS Z三三一五 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ) 一一九九九、JIS Z三三二〇 (耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ) 一一九九九、JIS Z三三二三 (ステンレス鋼アーク溶接フラックス入りワイヤ) 一二〇〇三、JIS Z三三二四 (ステンレス鋼サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ及びフラックス) 一一九九九、JIS Z三三五三 (軟鋼及び高張力鋼用エレクトロスラグ溶接ソリッドワイヤ並びにフラックス) 一一九九九又はJIS Z三二三二 (アルミニウム及びアルミニウム合金溶加棒並びに溶接ワイヤ) 一二〇〇〇
第一第六号 に掲げる建 築材料	JIS A五五四〇 (建築用ターンバックル) 一二〇〇三、JIS A五五四一 (建築用ターンバックル胴) 一二〇〇三又はJIS A五五四二 (建築用ターンバックルボルト) 一二〇〇三
第一第七号 に掲げる建 築材料	JIS A五三〇八 (レディーミクストコンクリート) 一二〇一四 (回収骨材を使用するものを除く。)
第一第八号 に掲げる建 築材料	JIS A五四〇六 (建築用コンクリートブロック) 一一九九四
第一第十号 に掲げる建	単板積層材の日本農林規格 (平成二十年農林水産省告示第七百一号) に規定する構造用単板積層材の規格

築材料	
第一第十四号に掲げる建築材料	JIS B一〇五五（タッピンねじ—機械的性質）——一九九五又はJIS B一〇五九（タッピンねじのねじ山をもつドリルねじ—機械的性質及び性能）——二〇〇一
第一第十六号に掲げる建築材料	JIS H四〇〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）——一九九九、JIS H四〇四〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線）——一九九九、JIS H四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）——一九九九、JIS H四一四〇（アルミニウム及びアルミニウム合金鍛造品）——一九八八、JIS H五二〇二（アルミニウム合金鋳物）——一九九九又はJIS Z三二六三（アルミニウム合金ろう及びブレージングシート）——一九九二（ブレージングシートに限る。）
第一第十九号に掲げる建築材料	JIS A五二一〇（建築用セラミックメーソンリーユニット）——一九九四
第一第二十一号に掲げる建築材料	JIS G三五三六（PC鋼線及びPC鋼より線）——一九九九、JIS G三一〇九（PC鋼棒）——一九九四又はJIS G三一三七（細径異形PC鋼棒）——一九九四
第一第二十二号に掲げる建築材料	JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）——一九九七
第一第二十三号に掲げる建築材料	直交集成板の日本農林規格（平成二十五年農林水産省告示第三千七十九号。以下「直交集成板規格」という。）に規定する直交集成板の規格

別表第二（品質基準及びその測定方法等）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	品質基準	測定方法等
第一第一号に掲げる建築材料	一 降伏点又は〇・二パーセント耐力（ステンレス鋼にあっては、〇・一パーセント耐力）の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。	一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に降伏点若しくは〇・二パーセント耐力（ステンレス鋼にあっては、〇・一パーセント耐力）の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びを測定できる方法によること イ 引張試験片は、JIS G〇四〇四（鋼材の一般

<p>ただし、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの強度は、次の数値を満たすこと。</p> <p>イ 炭素鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又はσ_s・二パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき四百ニュートン以上</p> <p>ロ ステンレス鋼の場合</p> <p>(1) 降伏点又はσ_s・一パーセント耐力が一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上</p> <p>(2) 引張強さが一平方ミリメートルにつき五百二十ニュートン以上</p>	<p>受渡し条件) 一一九九九に従い、JIS Z二二〇一（金属材料引張試験片）一一九九八に基づき、鋼材の該当する形状の引張試験片を用いること。</p> <p>ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z二二四一（金属材料引張試験方法）一一九九八によること。</p>
<p>二 炭素鋼の場合は、炭素含有量は一・七パーセント以下（地震力等による塑性変形が生じない部分に用いるもので、伸びの基準値が十パーセント以上のもの</p>	<p>次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七（鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調整）一一九九九によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分</p>

については、四・五パーセント以下)の範囲で、C、Si、Mn、P及びSの化学成分の含有量の基準値が定められていること。ステンレス鋼の場合は、C、Si、Mn、P、S及びCrの化学成分の含有量の基準値が定められていること。

これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要となる化学成分の含有量の基準値が定められていること。

析方法のいずれかによること。

- (1) JIS G〇三二一 (鋼材の製品分析方法及びその許容変動値) 一一九六六
- (2) JIS G一二一一 (鉄及び鋼—炭素定量方法) 一一九九五
- (3) JIS G一二一二 (鉄及び鋼—けい素定量方法) 一一九九七
- (4) JIS G一二一三 (鉄及び鋼—マンガン定量方法) 一二〇〇一
- (5) JIS G一二一四 (鉄及び鋼—りん定量方法) 一一九九八
- (6) JIS G一二一五 (鉄及び鋼—硫黄定量方法) 一一九九四
- (7) JIS G一二一六 (鉄及び鋼—ニッケル定量方法) 一一九九七
- (8) JIS G一二一七 (鉄及び鋼中のクロム定量方法) 一一九九二
- (9) JIS G一二一八 (鉄及び鋼—モリブデン定量方法) 一一九九四
- (10) JIS G一二一九 (鉄及び鋼—銅定量方法) 一一九九七
- (11) JIS G一二二一 (鉄及び鋼—バナジウム定量方法) 一一九九八
- (12) JIS G一二二三 (鉄及び鋼—チタン定量方法) 一一九九七
- (13) JIS G一二二四 (鉄及び鋼—アルミニウム定量方法) 一二〇〇一
- (14) JIS G一二二七 (鉄及び鋼—ほう素定量方法) 一一九九九
- (15) JIS G一二二八 (鉄及び鋼—窒素定量方法) 一一九九七
- (16) JIS G一二三二 (鋼中のジルコニウム定量方法) 一一九八〇
- (17) JIS G一二三七 (鉄及び鋼—ニオブ定

	<p>量方法) 一一九九七</p> <p>(18) JIS G一二五三 (鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法) 一二〇〇二</p> <p>(19) JIS G一二五六 (鉄及び鋼—蛍光X線分析方法) 一一九九七</p> <p>(20) JIS G一二五七 (鉄及び鋼—原子吸光分析方法) 一一九九四</p> <p>(21) JIS G一二五八 (鉄及び鋼—誘導結合プラズマ発光分光分析方法) 一一九九九</p>
<p>三 溶接を行う炭素鋼については、炭素当量 (C_{eq}) 又は溶接割れ感受性組成 (P_{CM}) 及びシャルピー吸収エネルギーの基準値が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に炭素当量 (C_{eq}) 若しくは溶接割れ感受性組成 (P_{CM}) 及びシャルピー吸収エネルギーを測定できる方法によること。</p> <p>イ 炭素当量 (C_{eq}) 又は溶接割れ感受性組成 (P_{CM}) は、成分分析結果に基づき、次の式によって計算すること。</p> $C_{eq} = C + Mn / 6 + Si / 24 + Ni / 40 + Cr / 5 + Mo / 4 + V / 14$ <p>(この式において、C_{eq}、C、Mn、Si、Ni、Cr、Mo及びVは、それぞれ次の数値を表す。</p> <p>C_{eq} 炭素当量 (単位 パーセント)</p> <p>C 炭素分析値 (単位 パーセント)</p> <p>Mn マンガン分析値 (単位 パーセント)</p> <p>Si けい素分析値 (単位 パーセント)</p> <p>Ni ニッケル分析値 (単位 パーセント)</p> <p>Cr クロム分析値 (単位 パーセント)</p> <p>Mo モリブデン分析値 (単位 パーセント)</p> <p>V バナジウム分析値 (単位 パーセント))</p> $P_{CM} = C + Mn / 20 + Si / 30 + Cu / 20 + Ni / 60 + Cr / 20 + Mo / 15 + V / 10 + 5B$ <p>(この式において、P_{CM}、C、Mn、Si、Cu、Ni、Cr、Mo、V及びBは、それぞれ次の数値を表す。</p> <p>P_{CM} 溶接割れ感受性組成 (単位 パーセント)</p> <p>C 炭素分析値 (単位 パーセント)</p>

	<p>Mn マンガン分析値（単位 パーセント）</p> <p>Si けい素分析値（単位 パーセント）</p> <p>Cu 銅分析値（単位 パーセント）</p> <p>Ni ニッケル分析値（単位 パーセント）</p> <p>Cr クロム分析値（単位 パーセント）</p> <p>Mo モリブデン分析値（単位 パーセント）</p> <p>V バナジウム分析値（単位 パーセント）</p> <p>B ほう素分析値（単位 パーセント））</p> <p>ロ シャルピー吸収エネルギーの測定は、JIS Z二二〇二（金属材料衝撃試験片）——一九九八を用いて、JIS Z二二四二（金属材料衝撃試験方法）——一九九八によって行うこと。</p>
<p>四 鋼材の形状、寸法及び単位質量の基準値が定められていること。</p>	<p>四 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に鋼材の形状、寸法及び単位質量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 鋼材の形状及び寸法の測定は、任意の位置において、規定されている各寸法を、適切な測定精度を有する計測機器を用いて測定すること。</p> <p>ロ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 鋼材の断面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 製品十本以上又は一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>
<p>五 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないこと。</p>	<p>五 JIS G〇四〇四（鋼材の一般受渡し条件）——一九九九によるか又はこれと同等以上に構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物がないことを確認できる方法によること。</p>
<p>六 鋼材に表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び付着量の基準値が定められていること。</p>	<p>六 めっき厚の測定は、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八の十六、一めっき付着量試験によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び付着量が測定できる方法によること。</p>

	<p>七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて鋼材のクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性等の基準値が定められていること。</p>	<p>七 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に鋼材のクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性等を測定できる方法によること。</p> <p>イ クリープ特性の測定は、JIS Z二二七一（金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法）一一九九九によること。</p> <p>ロ 疲労特性の測定は、JIS Z二二七三（金属材料の疲れ試験方法通則）一一九七八によること。</p> <p>ハ 耐久性の腐食試験は、JIS Z二三七一（塩水噴霧試験方法）一二〇〇〇によること。</p> <p>ニ 高温特性の測定は、JIS G〇五六七（鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法）一一九九八によること。</p> <p>ホ 低温特性の測定は、所定の温度における機械的性質を、第一号に準じて測定すること。</p>
<p>第一第二号に掲げる建築材料</p>	<p>一 ボルトセットの構成が定められていること。</p> <p>二 ボルトセットの構成材の降伏点又は〇・ニパーセント耐力、引張強さ、伸び、絞り、硬さ及びシャルピー吸収エネルギーの基準値が定められていること。ただし、衝撃特性等を必要としない場合においては、シャルピー吸収エネルギー等を規定しなくてもよい。また、引張試験片の採取が困難な場合は、硬さの基準値が定められていること。</p> <p>製品試験でボルトセットが最小荷重未満で破壊することなく、また更に荷重を増加した時に想定し</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に（ろ）欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 各構成材から採取した試験片の、耐力、引張強さ、伸び及び絞りの測定は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) JIS Z二二〇一（金属材料引張試験片）一一九九八に規定する試験片に基づき、該当する形状の引張試験片を用いること。</p> <p>(2) 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z二二四一（金属材料引張試験方法）一一九九八によること。</p> <p>ロ 衝撃特性の測定は、JIS Z二二〇二（金属材料衝撃試験片）一一九九八に定める試験片を用いて、JIS Z二二四二（金属材料衝撃試験方法）一一九九八により測定すること。</p> <p>ハ 各構成材の硬さ試験は、JIS Z二二四三（ブリネル硬さ試験—試験法）一一九九八、JIS Z</p>

<p>た破壊箇所以外で破壊しないこと及び保証荷重用下で想定した破壊箇所以外に異常や永久変形が生じないこと。</p>	<p>二二四四（ビッカース硬さ試験—試験法）——一九九八又はJIS Z二二四五（ロックウェル硬さ試験—試験方法）——一九九八に規定する方法によること。</p> <p>ニ 製品試験は、JIS B一一八六（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）——一九九五の十一. 一の機械的性質試験、JIS B一〇五一（炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボルト）——二〇〇〇の八. の試験方法によること。</p>
<p>三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>三 第一第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号に掲げる方法によること。</p>
<p>四 ボルトセットの構成材の形状・寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>四 限界ゲージ又はこれと同等以上の測定器具を用いて行うこと。</p>
<p>五 ボルトセットの構成材は、焼割れ及び構造耐力上有害な傷、かえり、錆、ねじ山のいたみ及び著しい湾曲等の欠点がないこと。また、必要に応じて表面粗さが規定されていること。</p>	<p>五 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に欠陥の有無及び外観の状況を測定できる方法によること。</p> <p>イ 外観の状況の測定は、ボルトセットの構成材について、JIS B〇六五九一一（製品の幾何特性仕様（GPS）—表面性状：輪郭曲線方式：測定標準—第一部：標準片）——二〇〇二に規定される表面粗さ標準片又はJIS B〇六五一（製品の幾何特性仕様（GPS）—表面性状：輪郭曲線方式—触針式表面粗さ測定機の特性）——二〇〇一に規定される表面粗さ測定機並びに目視によって行うこと。</p> <p>ロ 表面欠陥試験は、JIS Z二三四三一一（非破壊試験—浸透探傷試験—第一部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様分類）——二〇〇一に規定される浸透探傷試験方法、JIS G〇五六五（鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁</p>

		<p>粉模様の分類) 一一九九二に規定される磁粉探傷試験方法によること。</p> <p>ハ ねじがある場合のねじの外観の状況の測定は、ねじ用限界ゲージを用いて行うこと。</p>
	<p>六 ボルトセットにめっきを施す場合は、組成及び付着量の基準値が定められていること。</p>	<p>六 めっき付着量の測定は、JIS H〇四〇一 (溶融亜鉛めっき試験方法) 一一九九九の四. の付着量試験方法によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び付着量を測定できる方法によること。</p>
	<p>七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて耐久性、疲労特性、高温特性、軸力を導入する場合のボルトセットのトルク係数値及びリラクセーション特性等の基準値が定められていること。</p>	<p>七 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に (ろ) 欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 耐久性の測定は、JIS Z二三七一 (塩水噴霧試験方法) 一二〇〇〇に、疲労特性の測定は、JIS Z二二七三 (金属材料の疲れ試験方法通則) 一一九七八に、高温特性の測定は、JIS G〇五六七 (鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法) 一一九九八によること。</p> <p>ロ 軸力を導入する場合のセットのトルク係数値試験は、JIS B一一八六 (摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット) 一一九九五の十一. 二のセットのトルク係数値試験によること。</p> <p>ハ リラクセーション特性の測定は、JIS Z二二七一 (金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法) 一一九九九、JIS Z二二七六 (金属材料の引張りリラクセーション試験方法) 一二〇〇〇の試験方法によること。</p>
第一第三号に掲げる建築材料	<p>一 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。また、必要に応じて、鋼素線の曲げねじり特性 (ねじり、巻付け及び巻戻し特性)、鋼より線の</p>	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に (ろ) 欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 鋼素線から採取した試験片の降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ及び伸びの測定は、JIS Z二二〇一 (金属材料引張試験片) 一一九九八に規定する試験片において該当する形状の引張試験片を用いて、JIS Z二二四一 (金属材</p>

<p>リラクセーション特性などの基準値が規定されていること。</p>	<p>料引張試験方法) 一九九八に規定する引張試験の方法及び各特性値の算定方法によって行うこと。鋼より線もこれに準じること。</p> <p>ロ 鋼素線のねじり試験は、試験片の両端を線径の百倍のつかみ間隔で固くつかみ、たわまない程度に緊張しながらその一方を同一方向に破断するまで回転し、そのときのねじり回数、破断面の状況及びねじれの状況を調べることによって行うこと。巻付け試験は、線径を半径とする円弧に沿い、曲げ角度九十度に曲げ、破断の有無及びきず発生の状況を調べることによって行うこと。また、巻戻し試験は、試験片をこれと同一径の心金の周囲に五回密着して巻き付け、さらにこれを巻き戻した後、試験片の折損の有無を調べることによって行うこと。</p> <p>ハ 鋼より線のリラクセーション試験は、常温で試験片を適当な間隔でつかみ、載荷速度を一分間に一平方ミリメートルにつき二百±五十ニュートンの割合で、基準値として規定する引張強さの最小値の七十パーセントに相当する荷重（載荷荷重）をかけ、その荷重を百二十±二秒維持した後、千時間つかみ間隔をそのまま保持して荷重の減少を測定し、元の荷重に対するその減少した荷重の百分率をリラクセーション値とすることによって行うこと。</p>
<p>二 組成として化学成分の含有量の基準値が定められたものであること。</p>	<p>二 第一第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号に掲げる方法によること。</p>
<p>三 鋼素線の径及び偏径差の基準値が定められていること。</p> <p>単層又は多層の鋼より線を構成する鋼素線数、よりの長さ、より方向及びよ</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に（ろ）欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 径の測定は、鋼素線ではマイクロメータで同一断面において二方向以上を測定し、その平均値をもって径とすること。</p> <p>ロ 偏径差の測定は、同種線径の各試験片につい</p>

	<p>り線の外形寸法の基準値が定められていること。</p> <p>多層の鋼より線の断面寸法、それを構成する各単層の鋼より線の作るらせんのピッチの基準値が定められていること。</p>	<p>て、最大のものとの差を求め、その値をもって偏径差とすること。</p> <p>ハ 鋼より線の断面寸法の測定は、ノギスで同一断面において二方向以上を測定し、その平均値をもって断面寸法とすること。</p> <p>ニ よりの長さ等の測定は、ノギスにより行うこと。</p>
	<p>四 全長を通じて、つぶれ、きずなどの構造耐力上有害な欠陥や錆等の欠点がないこと。</p>	<p>四 目視によって行うこと。</p>
	<p>五 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、鋼素線及び鋼より線の定着装置の引張耐力及び限界耐力が規定されていること。</p>	<p>五 定着装置に鋼素線又は鋼より線を取り付けた試験片について引張試験を実施する方法又はこれと同等以上に引張耐力及び有害な変形を生じない限界耐力を測定できる方法によること。</p>
<p>第一第四号に掲げる建築材料</p>	<p>一 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ、伸び、曲げ性能及び降伏比の基準値が定められていること。ただし、せん断補強筋に用いる棒鋼類の伸び及び降伏比については、この限りでない。</p> <p>令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの降伏点又は〇・二パーセント耐力は、一平方ミリメートルにつき二百三十五ニュートン以上とすること。</p>	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に（ろ）欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 降伏点又は〇・二パーセント耐力、引張強さ、伸び及び降伏比の測定は、次に示す引張試験によること。</p> <p>(1) 引張試験片は、JIS Z二二〇一（金属材料引張試験片）一一九九八の二号又は三号試験片とすること。異形棒鋼の標点距離及び平行部の長さの決定は公称直径によること。試験片はいずれも製品のままとし、機械仕上げを行わないこと。（ただし、コイルの場合は常温で矯正してから採取すること。）</p> <p>(2) 引張試験はJIS Z二二四一（金属材料引張試験方法）一一九九八によること。異形棒鋼の降伏点又は〇・二パーセント耐力及び引張強さを求める場合の断面積は公称直径より算定すること。</p> <p>(3) 降伏比は、降伏点又は〇・二パーセント</p>

		<p>耐力を引張強さで除して求めること。</p> <p>ロ 曲げ性能の測定は、次に示す曲げ試験によること。</p> <p>(1) 曲げ試験片は、JIS Z二二〇四（金属材料曲げ試験片）一一九九六の二号試験片とすること。試験片はいずれも製品のままとし、機械仕上げを行わないこと。（ただし、コイルの場合は常温で矯正してから採取すること。）</p> <p>(2) 曲げ試験は、JIS Z二二四八（金属材料曲げ試験方法）一一九九六によること。</p>
	<p>二 主成分は鉄とし、その他の組成として、C、Si、Mn、P及びSのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に</p> <p>(ろ) 欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇四一七（鉄及び鋼—化学成分定量用試料の採取及び調製）一一九九九によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は次の定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G一二一一（鉄及び鋼—炭素定量方法）一一九九五</p> <p>(2) JIS G一二一二（鉄及び鋼—けい素定量方法）一一九九七</p> <p>(3) JIS G一二一三（鉄及び鋼—マンガン定量方法）一二〇〇一</p> <p>(4) JIS G一二一四（鉄及び鋼—りん定量方法）一一九九八</p> <p>(5) JIS G一二一五（鉄及び鋼—硫黄定量方法）一一九九四</p> <p>(6) JIS G一二五三（鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法）一二〇〇二</p> <p>(7) JIS G一二五六（鉄及び鋼—蛍光X線分析方法）一一九九七</p> <p>(8) JIS G一二五七（鉄及び鋼—原子吸光分析方法）一一九九四</p>

	<p>三 丸鋼にあつては直径及び単位質量の基準値が、異形棒鋼にあつては公称直径、単位質量、節の間隔、節の高さ、節の幅及び節と軸線との角度の基準値が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に (ろ) 欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 丸鋼の直径及び単位質量の測定における供試材の採取法は、JIS G三一九一（熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差）一一九六六によること。 ロ 異形棒鋼の公称直径、単位質量、節の間隔、節の高さ、節の幅及び節と軸線との角度の測定における供試材の採取法及び測定方法は、次によること。 (1) 供試材の長さは〇・五メートル以上とすること。コイルの場合は常温で矯正してから採取すること。 (2) 単位質量は、十本以上又は一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を、全供試材の長さの総和で除した値とすること。 (3) 節の平均間隔は、連続する十個の節間隔を節の中央線上で測定した値、又はこれに相当する長さを軸線方向の他の線上で測定した値のいずれかを十分の一にした値とすること。 (4) 節の高さは、その節の四等分点で測定した三つの高さの平均値とすること。 (5) 節の幅は、十個の節について測定した値の平均値とすること。 (6) 節と軸線との角度は、異形棒鋼の表面の展開図で測定すること。</p>
	<p>四 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆、付着物等がないこと。</p>	<p>四 目視により、必要な場合にはノギス等で測定すること。</p>
<p>第一第五号に掲げる建築材</p>	<p>一 炭素鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張り強さ、降伏点又は〇・二パーセントの耐力、</p>	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に (ろ) 欄の基準値を測定できる方法によること。 イ 溶着金属の引張り強さ、降伏点又は〇・二パーセント耐力及び伸びの測定は、次に示す引張試</p>

料	<p>伸び及びシャルピー吸収エネルギーの基準が定められていること。</p> <p>ステンレス鋼の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p> <p>アルミニウム合金材の溶接における溶着金属又は溶接金属の引張強さの基準値が定められていること。</p>	<p>験によること。</p> <p>(1) 引張試験は、JIS Z3111（溶着金属の引張及び衝撃試験方法）一九八六によること。</p> <p>(2) 引張試験片は、JIS Z2201（金属材料引張試験片）一九九八によること。</p> <p>ロ 溶接金属の引張強さ、降伏点又は〇・二パーセント耐力及び伸びの測定は、次に示す引張試験によること。</p> <p>(1) 試験方法全般は、JIS Z3040（溶接施工方法の確認試験方法）一九九五によること。</p> <p>(2) 引張試験方法は、JIS Z3121（突合せ溶接継手の引張試験方法）一九九三によること。</p> <p>ハ 溶着金属のシャルピー吸収エネルギーの測定は、次に示す衝撃試験によること。</p> <p>(1) 衝撃試験は、JIS Z3111（溶着金属の引張及び衝撃試験方法）一九八六によること。</p> <p>(2) 衝撃試験片は、JIS Z2202（金属材料衝撃試験片）一九九八によること。</p> <p>ニ 溶接金属のシャルピー吸収エネルギーの測定は、次に示す衝撃試験によること。</p> <p>(1) 試験方法全般は、JIS Z3040（溶接施工方法の確認試験方法）一九九五によること。</p> <p>(2) 衝撃試験方法は、JIS Z3128（溶接継手の衝撃試験方法）一九九六によること。</p>
	<p>二 炭素鋼のソリッドワイヤ、溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P及びSのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められ</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に</p> <p>(ろ) 欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 溶着金属の水素量以外の測定は、第一第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号に掲げる方法によること。</p>

	<p>ており、めっきが有る場合には、その成分の基準値が定められていること。また、必要に応じて溶着金属の水素量の基準値が定められていること。</p> <p>ステンレス鋼の溶着金属又は溶接金属のC、Si、Mn、P、S、Ni、Cr及びMoのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>アルミニウム合金材の溶接における溶着金属又は溶接金属のSi、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr及びTiのほか、固有の化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>ロ 溶着金属の水素量の測定は、JIS Z三一一八（鋼溶接部の水素量測定方法）一一九九二によること。</p>
	<p>三 溶接材料の径、長さ等の寸法及び質量の基準値が定められていること。</p>	<p>三 JIS Z三二〇〇（溶接材料一寸法、許容差、製品の状態、表示及び包装）一一九九九によるか又はこれと同等以上に（ろ）欄の基準値を測定できる方法によること。</p>
<p>第一第六号に掲げる建築材料</p>	<p>一 ターンバックルの構成（ターンバックル胴、ターンバックルボルト等）が定められていること。</p> <p>二 ターンバックルの構成材の引張強度、保証荷重及びこの荷重時の永久変形等の基準値が定められていること。</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に（ろ）欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 胴の引張強度の測定は、それに適合する片ネジボルトを十分はめ込み、このボルトを通して胴の軸方向に規定する引張荷重を加え、破断の有無を調べることにより行うこと。</p>

		<p>ロ 胴の永久変形の測定は、保証荷重を十五秒間与えた後に除荷し、胴の長さを測定して行うこと。</p> <p>ハ ボルトの引張強度の測定は、ボルトが使用される状態に準じた状態を作ることができる適当なジグを用い、ボルトのねじ部には完全ねじ山がボルトの円筒部側に三山以上残るようにジグ又はナットをはめ合わせ、羽子板ボルト、アイボルトのボルト頭部のボルト穴には取付ボルトを通し、両ねじボルトのボルト頭部には取付ナットをはめ合わせ、軸方向に規定された引張荷重を加え、破断の有無を調べることにより行うこと。</p> <p>ニ ボルトの永久変形の測定は、保証荷重を十五秒間与えた後に除荷し、構造耐力上有害な変形の有無を調べることにより行うこと。</p>
	三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められたものであること。	三 第一第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号に掲げる方法によること。
	四 各構成材の形状及び寸法の基準値が定められていること。	<p>四 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に（ろ）欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は、ノギス又は限界ゲージを用いて行うこと。</p> <p>ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。</p>
	五 胴は、構造耐力上有害なひび・割れ・きずがないこと。また、軸心は通りよく、偏心・曲がりがないこと。	五 目視によって行うこと。
第一第七号に掲げる	一 コンクリートに使用するセメントは、密度、比表面積、凝結（始発時間及び	一 密度、凝結、安定性及び圧縮強さの測定は、JIS R五二〇一（セメントの物理試験方法）一九九七、水和熱の測定は、JIS R五二〇三（セメントの水

<p>建築材 料</p>	<p>終結時間)、安定性、圧縮強さ及び水和熱の基準値及び組成が定められたものであること。ただし、水和熱にあつては、コンクリートの材料特性値に影響しない場合においては、この限りでない。</p>	<p>和熱測定方法(溶解熱方法)一一九九五、組成の測定は、JIS R五二〇二(ポルトランドセメントの化学分析方法)一一九九九又はJIS R五二〇四(セメントの蛍光X線分析方法)一二〇〇二によること。</p>
	<p>二 コンクリートに使用する骨材は、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 絶乾密度、吸水率及び粒度の基準値が定められたものであること。 ロ アルカリシリカ反応性が無害であるものであること。ただし、コンクリートのアルカリ骨材反応の抑制について有効な措置を行う場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>二 次に掲げる方法によること。 イ 絶乾密度及び吸水率の測定は、細骨材にあつては、JIS A一一〇九(細骨材の密度及び吸水率試験方法)一一九九九、粗骨材にあつては、JIS A一一一〇(粗骨材の密度及び吸水率試験方法)一一九九九によること。粒度の測定は、JIS A一一〇二(骨材のふるい分け試験方法)一一九九九による。 ロ アルカリシリカ反応性は、JIS A一一四五(骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法))一二〇〇一又はJIS A一一四六(骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法))一二〇〇一によるか、又はこれらと同等以上にアルカリシリカ反応性を判定できる方法によること。</p>
	<p>三 圧縮強度の基準値が定められていること。</p>	<p>三 昭和五十六年建設省告示第千百二号によること。</p>
	<p>四 スランプ又はスランプフローの基準値が定められていること。ただし、固まらないときのコンクリートの変形性状、流動性状及び材料分離に対する抵抗性についてスランプ又はスランプフローによる場合と同等以上に評価で</p>	<p>四 スランプにあつては、JIS A一一〇一(コンクリートのスランプ試験方法)一一九九八に、スランプフローにあつては、JIS A一一五〇(コンクリートのスランプフロー試験方法)一二〇〇一によること。ただし、スランプ又はスランプフロー以外の特性値とする場合にあつては、当該特性値について固まらない時のコンクリートの変形性状、流動性及び材料分離に対する抵抗性を、スランプによる場合又はスランプフローと同等以上に</p>

	<p>きる特性値にあつては、当該特性値とすることができる。</p>	<p>測定できる試験方法によること。</p>
	<p>五 空気量の基準値が、三パーセントから六パーセント（軽量コンクリートにあつては、三・五パーセントから六・五パーセント）の間で定められていること。ただし、凍結融解作用に対する抵抗性についてこれと同等以上であるコンクリート又は凍結融解作用を受けるおそれのないコンクリートにあつては、空気量をこれと異なる値とすることができる。</p>	<p>五 JIS A一一二八（フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法—空気室圧力方法）一九九九、A一一一八（フレッシュコンクリートの空気量の容積による試験方法（容積方法）一九九七、A一一一六（フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法（質量方法））一九九八によること。</p>
	<p>六 塩化物含有量の基準値が、塩化物イオン量として一立方メートルにつき〇・三キログラム以下に定められていること。ただし、防錆剤の使用その他鉄筋の防錆について有効な措置を行う場合においては、これと異なる値とすることができる。</p>	<p>六 JIS A一一四四（フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法）二〇〇一又はこれと同等以上に塩化物含有量を測定できる方法によること。</p>
<p>第一第八号に掲げる建築材料</p>	<p>一 容積空洞率（コンクリートブロックの空洞部全体の容積をコンクリートブロックの外部形状容積（ただし化粧を有するコンクリートブロックにあつては、その化粧部分の容積を</p>	<p>一 各部の寸法を実測して行うこと。</p>

	除く。)で除して得た数値を百分率で表したものをいう。)の基準値が定められていること。	
	二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)一一九九四によるか又はこれと同等以上に寸法及び寸法精度を測定できる方法によること。
	三 圧縮強さの基準値が定められていること。ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの圧縮強さは、一平方ミリメートルにつき八ニュートン以上であること。	三 JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)一一九九四の圧縮試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。
	四 吸水率の基準値が定められていること。ただし、圧縮強さが一平方ミリメートルにつき十五ニュートン以下の場合においては、気乾かさ比重によることができる。	四 JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)一一九九四の吸水率の試験方法によるか又はこれと同等以上に吸水率を測定できる方法によること。
	五 透水性の基準値が定められていること。ただし、防水性を要求しない場合においては、この限りでない。	五 JIS A五四〇六(建築用コンクリートブロック)一一九九四の透水性の試験方法によるか又はこれと同等以上に透水性を測定できる方法によること。
	六 前各号に掲げるもののほか、第一第七号に掲げる建築材料の項(ろ)欄各号の品質基準の基準値が定められていること。	六 第一第七号に掲げる建築材料の項(は)欄各号の方法によること。
第一第	一 免震材料の構成が定め	

九号に掲げる建築材料	<p>られていること。</p>	
	<p>二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。</p>	<p>二 各部の形状及び寸法の測定は、任意の位置において、規定されている各寸法を、適切な測定精度を有する計測機器を用いて測定すること。</p>
	<p>三 水平方向の限界ひずみ又は限界変形の基準値及び当該ひずみ又は変形に至るまでの水平方向の荷重の履歴が定められていること。</p> <p>また、流体系の減衰材にあつては、限界速度の基準値が定められていること。</p>	<p>三 限界ひずみ及び限界変形の測定は、実大モデル（当該免震材料の品質を代表できる類似の形状を含む。以下同じ。）又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の精度を有する方法によること。</p> <p>イ 支承材にあつては、試験体にかかる鉛直方向及び水平方向の力を同時に載荷することができる二軸せん断試験装置を用い、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 弾性系の支承材にあつては、水平方向へ一方向に載荷し、破断した時のひずみ又は変形の値をそれぞれ限界ひずみ又は限界変形とすること。</p> <p>(2) すべり系及び転がり系の支承材にあつては、支承材の脱落その他の障害を生ずることなく水平方向に安定した特性を保持する限界の変形の値を限界変形とすること。</p> <p>ロ 減衰材にあつては、試験体にかかる外力を載荷することができる一軸又は二軸の載荷試験装置を用い、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 弾塑性系の減衰材にあつては、定変位繰り返し載荷試験により破断に至る繰り返し載荷回数を求め、当該回数が五回以上となる変形の値を限界変形とすること。ただし、鉛材その他の疲労損傷蓄積の少ない材料を用いた減衰材にあつては、一方向載荷による最大荷重時の変形の値を限界変形とすることができる。</p> <p>(2) 流体系及び摩擦系の減衰材にあつては、</p>

	<p>可動範囲の二分の一の変形の値を限界変形とすること。</p> <p>(3) 粘弾性系の減衰材にあつては、静的な一方方向載荷を加えた場合に破断した時のひずみ又は変形をそれぞれ限界ひずみ又は限界変形とすること。</p> <p>(4) 流体系の減衰材（作動油を用いたものに限る。）にあつては、抵抗力—速度関係を用いて、抵抗力を安定して発揮できる速度の最大値を限界速度とすること。</p> <p>(5) 流体系の減衰材（作動油を用いたものを除く。）にあつては、せん断ひずみ速度の上限値から限界速度を求めること。</p>
<p>四 支承材にあつては、次に掲げる基準値が定められていること。</p> <p>イ 圧縮限界強度、鉛直剛性及び引張限界強度の基準値</p> <p>ロ 水平方向の一次剛性、二次剛性、荷重軸との交点の荷重（以下「切片荷重」という。）又は降伏荷重、等価剛性及び等価粘性減衰定数のうち必要な基準値（減衰材としての機能を有する支承材であつて、減衰材としての性能を分離して評価することができるものについては、それぞれの基準値）</p> <p>ハ すべり系又は転がり系の支承材にあつては、</p>	<p>四 各基準値の測定は、（は）欄第三号イに掲げる試験装置を用い、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の精度を有する方法によること。</p> <p>イ 圧縮限界強度、鉛直剛性及び引張限界強度にあつては、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 圧縮限界強度の基準値は、水平方向の変形に応じて支承材が座屈し、又は破断することなく安全に支持できる鉛直荷重を免震材料の水平有効断面積で除した数値とすること。</p> <p>(2) 鉛直剛性の基準値は、水平方向の変形が零の時の圧縮限界強度の十パーセント以上三十パーセント以下に相当する面圧（以下「基準面圧」という。）にその数値の三十パーセントの数値を加え、及び減じたそれぞれの面圧で鉛直方向への繰り返し載荷を行うことにより得られた前履歴の特性に比して変化が十分小さな履歴（以下「定常履歴」という。）における荷重—変形関係を用いて求めること。</p>

<p>すべり摩擦係数又は転がり摩擦係数の基準値</p> <p>ニ ロ及びハに掲げる基準値に対するばらつきの基準値</p>	<p>(3) 引張限界強度の基準値は、規定ひずみ又は規定変形（当該支承材の限界ひずみ又は限界変形の基準値の二十パーセント以上七十パーセント以下の数値をいう。以下同じ。）を生じさせることとなる力で水平方向への载荷を行うことにより得られた振幅（水平方向の変形により当該支承材にせん断ひずみ又はせん断変形が発生しない場合は、零とする。）を与えた状態で鉛直方向の引張荷重を漸増して加え、支承材が降伏した時の引張力を当該免震材料の水平有効断面積で除した数値とすること。</p> <p>ロ 水平方向の一次剛性、二次剛性、切片荷重又は降伏荷重、等価剛性及び等価粘性減衰定数の基準値は、基準面圧を与えた状態で、正負の規定ひずみ（すべり系及び転がり系の支承材にあつては、正負の規定変形）を生じさせることとなる力で水平方向への繰り返し载荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて求めること。</p> <p>ハ すべり摩擦係数及び転がり摩擦係数の基準値は、基準面圧を与えた状態で、正負の規定変形を生じさせることとなる力で水平方向への繰り返し载荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて正方向及び負方向の切片荷重と基準面圧に相当する荷重より求めること。</p>
<p>五 減衰材にあつては、次に掲げる基準値が定められていること。</p> <p>イ 弾塑性系及び摩擦系の減衰材にあつては、一次剛性、二次剛性、降伏荷重及び等価粘性減衰</p>	<p>五 各基準値の測定は、（は）欄第三号ロに掲げる試験装置に用い、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する方法によること。</p> <p>イ 弾塑性系及び摩擦系の減衰材の各基準値は、次に掲げる方法によること。</p>

<p>定数の基準値</p> <p>ロ 流体系の減衰材にあつては、抵抗力、降伏速度及び等価粘性減衰係数の基準値</p> <p>ハ 粘弾性系の減衰材にあつては、弾性剛性及び等価粘性減衰係数の基準値</p>	<p>(1) 弾塑性系の減衰材のうち鋼材その他これに類する材料を用いたもので、速度による変化率が性能上無視できる減衰材にあつては、弾性変形限界以下の静的漸増载荷により一次剛性を求めたのち、正負の規定変形を生じさせることとなる力で一定の正負変形間隔で静的繰り返し载荷を行うことにより得られた荷重—変形関係を用いて求めるか、又は(2)に掲げる方法によること。</p> <p>(2) 弾塑性系の減衰材のうち鉛材その他これに類する材料を用いたもの及び摩擦系の減衰材にあつては、基準周期(免震材料の特性を損なわない加振周期の範囲における代表的な周期をいい、二秒以上とする。)を用いた正負の規定変形を生じさせることとなる力で正弦波加振(以下「規定载荷」という。)を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて求めること。</p> <p>ロ 流体系の減衰材の各基準値は、規定载荷を行うことにより得られた抵抗力—速度関係を用いて求めること。</p> <p>ハ 粘弾性系の減衰材の各基準値は、規定载荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて求めること。</p>
<p>六 支承材及び減衰材にあつては、温度変化及び経年変化による水平剛性及び減衰性能の変化率その他使用環境条件に応じて必要となる各種性能の変化率の基準値が定められていること。ただし、当該要因による性能の変化が無視できるほど小さい場合</p>	<p>六 各要因による各基準値の変化率の測定は、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の精度を有する方法によること。</p> <p>イ 支承材にあつては、(ハ)欄第三号イに掲げる試験機及び老化試験機(温度変化による水平剛性、減衰性能その他の性能の変化率を測定する場合にあつては、温度管理をする場合を除き、恒温槽付きとする。)を用い、次に掲げる方法によること。ただし、弾性系の支承材にあつて</p>

においては、この限りでない。

は、せん断試験片を用い、恒温槽付き一軸試験機により試験することができる。

(1) 弾性系の支承材の温度変化による各基準値の変化率は、正負の規定ひずみを与えた状態で、摂氏零度から四十度までの温度範囲又は零下十度から三十度までの温度範囲のそれぞれについて、十度刻みの任意の三点以上の温度（以下「規定温度」という。）で（は）欄第四号に掲げる方法により求めた基準値の摂氏二十度における基準値に対する比率として求めること。

(2) 弾性系の支承材の経年変化による各基準値の変化率は、アレニウス則に基づき活性化エネルギーを算出し、老化条件を定めて、JIS K六二五七（加硫ゴムの老化試験方法）——一九九三に準じた自動温度調節器を備える老化試験機を用い、加熱促進老化を行った後、（は）欄第四号に掲げる方法により求めた基準値の（ろ）欄第四号の該当する基準値に対する比率として求めること。

(3) クリープひずみの変化率は、鉛直方向の荷重を長期間安定して試験体に載荷することができ、かつ、試験体の鉛直方向の変形の測定ができる錘荷重方式又は油圧荷重方式の試験機を用い、常温下又は加熱促進により、時間とクリープひずみの関係が適切に評価できる測定時間（千時間を下限とする。）の試験に基づき求めること。ただし、温度換算式が明らかな場合にあつては、加熱促進試験により求めることができる。

(4) 弾性系の支承材のせん断ひずみによる各基準値の変化率は、三以上の段階のせん断ひずみで定常履歴により性能を求め、規定ひずみにおける値に対する比率として求めるこ

と。

(5) すべり系及び転がり系の支承材の摩擦係数の面圧による変化率は、(は) 欄第四号ハに掲げる方法により基準面圧の〇・五倍から二・〇倍までの三以上の段階の面圧時の摩擦係数を測定し、基準面圧時の摩擦係数に対する比率として求めること。

(6) すべり系及び転がり系の支承材の摩擦係数の速度による変化率は、(は) 欄第四号ハに掲げる方法により低速から高速までの定常履歴を用いて摩擦係数を測定し、(ろ) 欄第四号ハに掲げる基準値に対する比率として求めること。ただし、試験方法はJIS K七二一八(プラスチックの滑り摩耗試験方法)——一九八六に準じた方法とすることができる。

(7) すべり系及び転がり系の支承材の摩擦係数の繰り返し回数による変化率は、基準面圧及び規定変形において四十回以上の水平方向の载荷を行い、三履歴目の摩擦係数に対する摩擦係数の比率として求めること。

ロ 減衰材にあつては、(は) 欄第三号ロに掲げる試験装置及び老化試験機を用い、次に掲げる方法によること。

(1) 弾塑性系及び摩擦系の減衰材の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度における規定载荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関係を用いて履歴吸収エネルギー量を求め、同一方法により求めた摂氏二十度における履歴吸収エネルギー量に対する比率として求めること。

(2) 流体系の減衰材(作動油を用いたものに限る。)の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度における規定载荷を行うことにより得られた定常履歴における荷重—変形関

係を用いて等価粘性減衰係数を求め、同一方法により求めた摂氏二十度における等価粘性減衰係数に対する比率として求めること。

(3) 流体系の減衰材（作動油を用いたものを除く。）の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度においてJIS K七一一七一一（プラスチック—液状、乳濁状又は分散状の樹脂—ブルックフィールド形回転粘度計による見掛け粘度の測定方法）——一九九九又はJIS K七一一七一一二（プラスチック—液状、乳濁状又は分散状の樹脂—回転粘度計による定せん断速度での粘度の測定方法）——一九九九により粘度を測定し、同一方法により測定した摂氏二十度における粘度に対する比率として求めること。

(4) 粘弾性系の減衰材の温度変化による減衰性能の変化率は、規定温度における規定荷重を行うことにより得られた定常履歴における各性能の値を求め、摂氏二十度における当該性能の値に対する比率として求めること。

(5) 粘弾性系の減衰材の経年変化による減衰性能の変化率は、アレニウス則に基づき活性化エネルギーを算出し、老化条件を定め、JIS K六二五七（加硫ゴムの老化試験方法）——一九九三に準じた自動温度調節器を備える老化試験機を用い、加熱促進老化を行った後、（は）欄第五号に掲げる方法により求めた基準値の（ろ）欄第五号の該当する基準値に対する比率として求めること。

(6) 弾塑性系及び摩擦系の減衰材の周期による減衰の性能の変化率は、三以上の段階（ただし、一秒以上とする。）における周期を用いて、（は）欄第（5）号イ（2）に掲げる方法により求めた基準値の（ろ）欄第五号の該

		当する基準値に対する比率として求めること。
	七 復元材にあつては、第四号から前号までに掲げる支承材及び減衰材に係る品質基準のうち関連するものの例によること。	七 復元材の基準値は、復元材にかかる外力を載荷することができる一軸又または二軸の載荷試験装置を用い、実大モデル又は性能を代表できる縮小モデルによる試験体について、支承材及び減衰材のうち関連する測定方法を準用して行うこと。
	八 防錆その他各種性能を維持させるのに必要となる措置等の基準が定められていること。	八 免震材料に規定されている防錆処理その他の措置等について方法を確認するとともに、測定する部位については適切な測定精度を有する測定機器を用いて行うこと。
	九 令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものにあつては、材料の組合せ並びに当該組合せにおける降伏荷重、限界変形、等価粘性減衰定数及び設計限界変形が定められていること。	
第一第十号に掲げる建築材料	一 寸法及び曲りの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質接着成形軸材料の曲りの基準値については、この限りでない。	一 寸法及び曲りの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の精度を有する測定方法によること。 イ 試験体は、次に掲げる方法により採取すること。 (1) 標本は、生産の段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように採取すること。 (2) 同一の標本から採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。 ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態になるまで静置すること。

	<p>ハ 寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の測定精度を有する測定器具を用いて行うこと。</p> <p>ニ 曲りの測定は、平成三年農林水産省告示第四百四十三号第六条に規定する測定方法によって行うこと。</p>
<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>二 曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第一号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、（は）欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ 単板積層材の日本農林規格別記三（9）に掲げる方法によること。この場合において、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性係数」と読み替えるものとする。</p>
<p>三 せん断強さ及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>三 せん断強さ及びせん断弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にせん断強さ及びせん断弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第一号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、（は）欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ せん断強さは、単板積層材の日本農林規格別記三（5）に掲げる方法によること。この場合において、「水平せん断強さ」とあるのは、「せん断強さ」と読み替えるものとする。</p> <p>ホ せん断弾性係数は、ハに規定する方法により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。</p>

<p>四 めりこみの応力の生ずる部分に用いる場合にあっては、めりこみ強さの基準値が定められていること。</p>	<p>四 めりこみ強さの測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にめりこみ強さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第一号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、（は）欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ 試験体の形状は、一辺が二センチメートル以上の正方形の断面であり、当該辺の長さの三倍の数値の長さを有するものとする。</p> <p>ホ 試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>（1） 試験体の長さ方向の直角方向を荷重方向とし、試験体は底面による全面支持とすること。</p> <p>（2） 荷重は、試験体の幅と等しい幅及び当該幅より大きな長さを有する鋼製ブロックを試験体の上面におき、当該鋼製ブロックの上から試験体の中央に加えること。この場合において、試験体の長さ方向の直角方向を鋼製ブロックの長さ方向としなければならない。</p> <p>（3） 試験体に作用する荷重及び収縮量を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>へ めりこみ強さの基準値は、ホに規定する試験による試験体の収縮量が試験体の厚さの五パーセントに達したときの荷重を試験体の受圧面積で除して得た各試験体ごとのめりこみ強さの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界値とすること。</p>
<p>五 含水率の基準値が定められていること。</p>	<p>五 含水率の測定は、JIS Z二一〇一（木材の試験方法）一一九九四の三、二の含水率の測定方法又はこれと同等以上に含水率を測定できる方法によること。</p>

六 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあっては、第二号に規定する曲げ強さ及び曲げ弾性係数、第三号に規定するせん断強さ及びせん断弾性係数並びに第四号に規定するめりこみ強さに対する含水率の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する含水率の調整係数は、合理的な方法により曲げ強さ又は曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ強さ又は曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数により代替することができる。

六 曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する含水率の調整係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。

イ 試験体は、（は）欄第一号によるほか、次に掲げる方法により採取すること。

- (1) 標本の数は、十以上とすること。
- (2) 各標本より採取する調整係数用本試験体の数は、一とすること。
- (3) (2) の調整係数用本試験体に隣接する位置又は材料特性の差が最も小さくなる位置から採取するサイドマッチング用試験体の数は、二とすること。

ロ サイドマッチング用試験体は、（は）欄第一号ロに規定する方法により静置し、当該環境下で（は）欄第二号から第四号まで（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。

ハ 調整係数用本試験体は、次に掲げる使用環境に応じて、(1) 又は (2) のいずれかに定める環境下で平衡状態となるまで静置し、当該環境下で（は）欄第二号から第四号まで（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。

- (1) 常時湿潤状態となるおそれのある環境（以下「常時湿潤環境」という。）気温摂氏二十度±二度及び相対湿度九十五パーセント±五パーセント

- (2) 屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除

	<p>く。)における環境又は湿潤状態となるおそれのある環境(常時湿潤状態となるおそれのある環境を除く。)(以下「断続湿潤環境」という。)気温摂氏二十度±二度及び相対湿度八十五パーセント±五パーセント</p> <p>ニ 各力学特性値に対する含水率の調整係数は、ハで得られた調整係数用本試験体ごとの各力学特性値のロで得られた対応するサイドマッチング用試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値(一・〇を超える場合は一・〇とする。)とすること。</p>
<p>七 第二号に規定する曲げ強さ、第三号に規定するせん断強さ及び第四号に規定するめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ又はめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数は、合理的な方法により曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数により代替することができる。</p>	<p>七 曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さ(以下この号において「各力学特性値」という。)に対する荷重継続時間の調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第二号から第四号まで(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 一を超えない範囲内の数値(以下「応力レベル」という。)を三以上選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッチング用試験体の各力学特性値の平均値に乗じた応力に対応する荷重を調整係数用本試験体に加え、当該試験体が破壊するまでの時間(以下「破壊荷</p>

	<p>重継続時間」という。)を測定すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならない。</p> <p>へ 各力学特性値に対する荷重継続時間の調整係数は、ホの規定により測定した各調整係数用本試験体の応力レベルごとの破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルとの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において破壊継続時間が五十年に相当する応力レベルの数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)とすること。</p>
<p>八 第二号に規定する曲げ弾性係数及び第三号に規定するせん断弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。ただし、せん断弾性係数に対するクリープの調整係数は、合理的な方法により曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数により代替することができる。</p>	<p>八 曲げ弾性係数及びせん断弾性係数(以下この号において「各力学特性値」という。)に対するクリープの調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、(は)欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、(は)欄第二号及び第三号(試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体について、対応するサイドマッチング用試験体のニで求めた各力学特性値の平均値に(ろ)欄第六号に規定する含水率の調整係数、(ろ)欄第七号に規定する荷重継続時間の調整係数及び三分の二を乗じて得られる応力に相当する荷重を加え、各力学特性値を測定する際に用いた部分に相当する部分の変形を、荷重を加え始めてから、一分、五分、十分、</p>

	<p>百分及び五百分後並びにその後二十四時間ごとに五週間以上測定すること。</p> <p>ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、各時間ごとに測定された変形に対する荷重を加え始めて一分後に測定された変形の比（以下「クリープ変形比」という。）を計算すること。</p> <p>ト ヘにより計算した各調整係数用本試験体のそれぞれの時間に対応したクリープ変形比（一分及び五分に対応するものを除く。）の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。</p> <p>チ 各力学特性値に対するクリープの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、時間が五十年に相当するクリープ変形比の数値（一・〇を超える場合は一・〇とする。）とすること。</p>
<p>九 第二号に規定する曲げ強さ及び曲げ弾性係数、第三号に規定するせん断強さ及びせん断弾性係数並びに第四号に規定するめりこみ強さに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、合理的な方法により曲げ強さ又は曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ強さ又</p>	<p>九 曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に事故的な水掛りを考慮した調整係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、（は）欄第一号ロに掲げる方法により静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、（は）欄第二号から第四号まで（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散</p>

<p>は曲げ弾性係数に対する 事故的な水掛りを考慮し た調整係数により代替す ることができる。</p>	<p>水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置された当該試験体の質量を下回るまで乾燥させること。</p> <p>へ ホの処理後の調整係数用本試験体については、（は）欄第二号から第四号まで（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ト 各力学特性値に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、へで得られた調整係数用本試験体ごとの力学特性値のニで得られた対応するサイドマッチング試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値（一・〇を超える場合は、一・〇とする。）とすること。</p>
<p>十 接着耐久性に関する強 さの残存率が、それぞれ 〇・五以上として定めら れていること。</p>	<p>十 接着耐久性に関する強さの残存率の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する強さの残存率を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第六号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ サイドマッチング用試験体について、（は）欄第二号（試験及び試験体ごとの曲げ強さの測定に係る部分に限る。）に規定する方法により（ろ）欄第二号に規定する曲げ強さを求めること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体について、ホに規定する劣化処理を行うこと。</p> <p>ニ ハの劣化処理後の試験体について、（は）欄第二号（試験及び試験体ごとの曲げ強さの測定に係る部分に限る。）に規定する方法により（ろ）欄第二号に規定する曲げ強さを求めること。</p> <p>ホ 劣化処理は、次の分類に応じ、（1）から（3）</p>

までに掲げる方法とすること。

(1) 加熱冷却法 次の (i) から (vi) までの処理を順に行う方法

(i) 摂氏四十九度±二度の水中に一時間浸せきする。

(ii) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時間静置する。

(iii) 摂氏マイナス十二度±三度の空気中に二十時間静置する。

(iv) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に三時間静置する。

(v) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時間静置する。

(vi) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に十八時間静置する。

(2) 煮沸法 次の (i) から (iii) までの処理を順に行う方法

(i) 沸騰水中に四時間以上浸せきする。

(ii) 常温水中に一時間以上浸せきする。

(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾燥器中で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。

(3) 減圧加圧法 次の (i) から (iii) までの処理を順に行う方法

(i) 六百三十五水銀柱ミリメートルに減圧した常温水中に五分間以上浸せきする。

(ii) 一平方センチメートルあたり五十一±二・九ニュートンに加圧した常温水中に一時間以上浸せきする。

(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾燥器中で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。

	<p>へ 接着耐久性に関する強さの残存率は、ニで得られた調整係数用本試験体ごとの曲げ強さのロで得られた対応するサイドマッチング試験体の曲げ強さの平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それら数値を平均して得た数値のうち、使用する環境に応じて、それぞれ次の (1) から (3) までの条件を満たす数値とすること。</p> <p>(1) 常温湿潤環境 加熱冷却法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値</p> <p>(2) 断続湿潤環境 煮沸法を二回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値及び減圧加圧法を二回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値のうちいずれか小さい数値</p> <p>(3) 乾燥環境 ((1) 又は (2) 以外の環境をいう。以下同じ。) 煮沸法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値及び減圧加圧法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値のうちいずれか小さい数値</p>
<p>十一 防腐処理 (インサイジングを含む。以下同じ。) による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあつては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>十一 防腐処理による力学特性値の低下率の測定及び木材防腐剤の有効成分の含有量の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に防腐処理による力学特性値の低下率及び木材防腐剤の有効成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 防腐処理による各力学特性値の低下率は、防腐処理を施したものについての (ろ) 欄第二号から第四号までの各基準値の防腐処理を施されないものについての当該基準値に対する比率とすること。</p> <p>ロ 注入処理に用いる木材防腐剤の種類及びその有効成分の含有量の測定は、JIS K一五七〇 (木材防腐剤) 一一九九八の七. 試験方法によること。</p>

<p>第一第十一号に掲げる建築材料</p>	<p>一 各部の寸法及び曲りの基準値が定められていること。ただし、湾曲部を有する形状に成形した木質複合軸材料の曲りの基準値については、この限りでない。</p>	<p>一 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第一号に掲げる方法によること。</p>
	<p>二 各部の曲げ強さ及びせん断強さの基準値、曲げ弾性係数及びせん断弾性係数の基準値並びにめりこみ強さの基準値（めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合に限る。）が定められていること。</p>	<p>二 各部の曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さの基準値並びに曲げ弾性係数及びせん断弾性係数の基準値は、各部の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。</p>
	<p>三 各部相互の接着に用いる接着剤について、接着の性能を維持させるのに必要となる次に掲げる事項を定められていること。</p> <p>イ 接着剤の名称（一般的名称があるものにあつては、その一般的名称）</p> <p>ロ pH（接着剤フィルムの場合は、二・五以上とする。）</p> <p>ハ 調合及び貯蔵の過程</p> <p>ニ 必要最小限度の塗布量</p> <p>ホ 必要最小限度の圧縮圧</p> <p>ヘ 被着材の条件</p> <p>ト 被着材の含水率の許容最大値及び許容最小</p>	<p>三 接着の性能を維持させるのに必要となる事項は、接着剤の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。</p>

値

チ 可使時間（使用環境温度及び被着材の含水率に応じて、当該接着剤を塗布した面が空気にさらされて溶剤が蒸発し得る状態で放置されている時間及び当該接着剤を塗布した面が空気にさらされない状態で圧縮されるまで放置されている時間をいう。）

リ 接着時の最低温度及び最低養生時間

ヌ せん断強さ（含水率が十二パーセントのベイマツ（比重〇・四三以上の無欠点材とする。）を被着材とした圧縮せん断試験によるものとし、当該試験により得られるせん断強さが一平方ミリメートルにつき七・三八ニュートン以上の数値を満たすこと。ただし、被着材の種類に応じて、含水率が十二パーセントのベイマツを被着材とした圧縮せん断試験により得られるせん断強さと同等以上のせん断強さを有する接着となることを確かめた場合にあっては、この

限りでない。)
ル 促進劣化試験の方法
と当該試験による強さ
の残存率
ヲ 促進劣化試験後のほ
く離試験による木部破
断率

四 最大曲げモーメント及
び曲げ剛性の基準値が定
められていること。

四 最大曲げモーメント及び曲げ剛性の測定は、各
部の曲げ強さ及び曲げ弾性係数並びに各部間の接
着強さ及び接着剛性に基づいて統計的に合理性を
有する方法で計算し、当該計算により得られた数
値が、基準値の種類に応じて、次の表に掲げる条
件式を満たすことを確かめる方法又はこれと同等
以上に最大曲げモーメント及び曲げ剛性を測定で
きる方法によること。ただし、次に掲げる方法に
より試験を行った場合における数値とすることが
できる。

イ 試験体の数は、ロに規定する試験を行う試験
体の厚さごとにそれぞれ十以上とすること。た
だし、当該厚さを三以下とする場合にあっては、
試験体の合計を五十三以上としなければならない。

ロ 試験は、次に掲げる方法によること。

(1) 支点間距離は、試験体の厚さの十七倍以
上二十一倍以下とすること。

(2) 載荷点は、(1)の支点間距離を三等分
する位置に二点設け、局所的な損傷が生ずる
おそれのある場合にあってはクロスヘッド

(載荷点及び支点到に用いる十分な曲率を有す
る鋼材をいう。以下同じ。)の使用その他の
有効な損傷防止措置を講ずること。この場合
において、載荷点における荷重が分散しない
ものとする。

(3) (2)の二点の載荷点にはそれぞれ等し

い荷重を、試験体が破壊するまで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。

ハ 最大曲げモーメントの基準値は、ロに規定する試験により得られた最大荷重から、試験体ごとの最大曲げモーメントの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界値とすること。

ニ 曲げ剛性は、ロに規定する試験により得られた荷重—変形関係から、試験体ごとの平均値として求めること。

表

基準値の種類	条件式
最大曲げモーメント	$T_1 < E_1$
曲げ剛性	$T_2 / E_2 < 1.0 + (\sigma (T_2 / E_2) / \sqrt{n})$
<p>この表において、T_1、E_1、T_2、E_2、$\sigma (T_2 / E_2)$ 及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>T_1 計算により得られた最大曲げモーメント (単位 ニュートンメートル)</p> <p>E_1 三以上の試験体についてイからハまでに規定する試験により得られた最大曲げモーメント (単位 ニュートンメートル)</p> <p>T_2 計算により得られた曲げ剛性 (単位 ニュートン平方ミリメートル)</p> <p>E_2 三以上の試験体についてイ、ロ及びニに規定する試験により確認された曲げ剛性 (単位 ニュートン平方ミリメートル)</p> <p>$\sigma (T_2 / E_2)$ T_2 / E_2の標準偏差</p> <p>n イに規定する試験体の数</p>	

<p>五 せん断強さ及びせん断弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>五 せん断強さ及びせん断弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にせん断強さ及びせん断弾性係数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体の数は、ロに規定する試験を行う試験体の厚さごとにそれぞれ十以上とすること。ただし、当該厚さを三以下とする場合にあっては、試験体の合計を五十三以上としなければならない。</p> <p>ロ 試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 載荷点は、試験体の中央に一点又は中央から等しい距離だけ離れた二点とすること。</p> <p>(2) 支点は、(1)の載荷点から試験体の端部側にそれぞれ試験体の厚さの一・五倍以上の距離だけ離して設けること。</p> <p>(3) 荷重(載荷点を二点とした場合は、それぞれ等しい荷重とする。)は、(1)の載荷点の上面にクロスヘッドを置き、当該クロスヘッドの上から試験体が破壊するまで漸増して加えること。この場合において、荷重を加え始めてから試験体が破壊するまでの時間は、一分以上としなければならない。</p> <p>(4) (3)のクロスヘッドの形状は、試験体に局所的な損傷が生ずるおそれのないものとする。</p> <p>(5) I形の断面形状に複合構成された建築材料であって、ウェブが継手を設けている場合にあっては、これを(2)の載荷点と支点による応力集中がない部分に位置しなければならない。</p> <p>ハ せん断強さの基準値は、ロに規定する試験により得られた荷重—変形関係から、回帰分析により各試験体ごとのせん断強さの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界</p>
--	--

	<p>値とすること。</p> <p>ニ せん断弾性係数は、ロに規定する試験により得られた各試験体の最大荷重から、各試験体ごとのせん断弾性係数の平均値とすること。</p>
<p>六 めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、めりこみ強さの基準値が定められていること。</p>	<p>六 めりこみ強さの測定は、第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号に掲げる方法（この場合において、試験体の寸法は、長さを試験体の幅の三倍とするものとする。）又はこれと同等以上にめりこみ強さを測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対するめりこみの応力の影響を考慮し、めりこみの応力の生ずる各部のめりこみ強さの基準値を用いて計算する場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>七 含水率の基準値が定められていること。ただし、各部ごとに含水率の基準値が定められている場合は、この限りでない。</p>	<p>七 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第五号に掲げる方法によること。</p>
<p>八 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあつては、第四号に規定する最大曲げモーメント及び曲げ剛性、第五号に規定するせん断強さ及びせん断弾性係数並びに第六号に規定するめりこみ強さに対する含水率の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する含水率の調整係数は、合理的な方法により最大曲げモーメント又は曲げ剛性</p>	<p>八 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第六号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」とあるのは、「最大曲げモーメント、曲げ剛性、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」と、「（は）欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号から第六号まで」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、各部の含水率の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>

<p>に対する含水率の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、最大曲げモーメント又は曲げ剛性に対する含水率の調整係数により代替することができる。</p>	
<p>九 第四号に規定する最大曲げモーメント、第五号に規定するせん断強さ及び第六号に規定するめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ及びめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数は、合理的な方法により最大曲げモーメントに対する荷重継続時間の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、最大曲げモーメントに対する荷重継続時間の調整係数により代替することができる。</p>	<p>九 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第七号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さ」とあるのは、「最大曲げモーメント、せん断強さ及びめりこみ強さ」と、「（は）欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号から第六号まで」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する荷重継続時間の影響を考慮し、各部の荷重継続時間の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十 第四号に規定する曲げ剛性及び第五号に規定するせん断弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。ただし、せん断弾性係数に対するクリープの調整係数は、合理的な方法により曲げ</p>	<p>十 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第八号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ弾性係数及びせん断弾性係数」とあるのは、「曲げ剛性及びせん断弾性係数」と、「（は）欄第二号及び第三号」とあるのは、「第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号及び第五号」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対するクリープの影響を</p>

<p>剛性に対するクリープの調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、曲げ剛性に対するクリープの調整係数により代替することができる。</p>	<p>考慮し、各部のクリープの調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十一 第四号に規定する最大曲げモーメント及び曲げ剛性、第五号に規定するせん断強さ及びせん断弾性係数並びに第六号に規定するめりこみ強さに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。ただし、せん断強さ若しくはめりこみ強さ又はせん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、合理的な方法により最大曲げモーメント又は曲げ剛性に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、最大曲げモーメント又は曲げ剛性に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数により代替することができる。</p>	<p>十一 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第九号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」とあるのは、「最大曲げモーメント、曲げ剛性、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」と、「（は）欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号から第六号まで」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する事故的な水掛りの影響を考慮し、各部の事故的な水掛りを考慮した調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
<p>十二 接着耐久性に関する強さの残存率が、それぞれ〇・五以上として定められ</p>	<p>十二 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第十号に掲げる方法によること。この場合において、「（は）欄第二号（試験及び試験体ごとの曲げ強</p>

	<p>ていること。ただし、第三号に掲げる接着剤の品質が確認され、かつ、促進劣化試験による強さの残存率が接着の性能を維持するために必要な数値である場合にあっては、この限りでない。</p>	<p>さの測定に係る部分に限る。)に規定する方法により(ろ)欄第二号に規定する曲げ強さ」とあるのは、「第一第十一号に掲げる建築材料の項(は)欄第四号(試験及び試験体ごとの最大曲げモーメントの測定に係る部分に限る。)に規定する方法により第一第十一号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第四号に規定する最大曲げモーメント」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する接着の影響を考慮し、各部及び接着剤の強さの残存率を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>
	<p>十三 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあっては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>十三 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第十一号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「(ろ)欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第十一号に掲げる建築材料の項(ろ)欄第四号から第六号まで」と読み替えるものとする。</p>
第一第十二号に掲げる建築材料	<p>一 寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>一 寸法の測定は、ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の精度を有する測定器具を用いて行うこと。</p>
	<p>二 各部の品質が定められていること。</p>	<p>二 各部の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。</p>
	<p>三 面内圧縮の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、面内圧縮強さの基準値が定められていること。</p>	<p>三 面内圧縮強さの測定は、JIS A一四一四一二(建築用パネルの性能試験方法—第二部：力学特性に関する試験)—二〇一〇の五. 一の面内圧縮試験又はこれと同等以上に面内圧縮強さを測定できる方法によること。</p>
	<p>四 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定め</p>	<p>四 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数の測定は、JIS A一四一四一二(建築用パネルの性能試験方法—第</p>

<p>られていること。</p>	<p>二部：力学特性に関する試験）一二〇一〇の五。 三の曲げ試験又はこれと同等以上に面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数を測定できる方法によること。 ただし、試験体に加える荷重については、エアバッグ等を用いた等分布荷重とすることができる。</p>
<p>五 めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、めりこみ強さの基準値が定められていること。</p>	<p>五 めりこみ強さの測定は、JIS A一四一四一二（建築用パネルの性能試験方法—第二部：力学特性に関する試験）一二〇一〇の五、二の局部圧縮試験又はこれと同等以上にめりこみ強さを測定できる方法によること。</p>
<p>六 せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、せん断耐力及びせん断剛性の基準値が定められていること。</p>	<p>六 せん断耐力及びせん断剛性の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にせん断耐力及びせん断剛性を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体の幅は、同一の仕様ごとに九百十ミリメートル、千ミリメートル、千八百二十ミリメートル及び二千ミリメートルとすること。</p> <p>ロ 試験体の数は、イに規定する試験体の幅の区分ごとにそれぞれ三以上とすること。</p> <p>ハ 試験体の各部の含水率が、それぞれ二十パーセント以下となるまで静置すること。</p> <p>ニ 試験は、次に掲げる方法により行うこと。</p> <p>(1) 試験体は、下部の三以上の箇所において試験台に固定し、ストッパーの設置その他の有効な拘束措置を講ずること。</p> <p>(2) 試験体の頂部における一方の端部を、正負両方向への繰り返し載荷を行うことが可能な油圧ジャッキで加力すること。この場合において、当該試験体が回転することにより耐力が低減するおそれのある場合は、当該試験体の端部を次の (i) 若しくは (ii) のいずれか又はこれらと同等以上に当該試験体が回転することを防止する方法により拘束しなければならない。</p> <p>(i) 両端部付近のタイロッドによる締付け</p>

- (ii) 頂部への一メートルあたり二キロニュートンの载荷
- (3) ローラーの設置その他の試験体の面外方向への変形を拘束するための措置を行うこと。
- (4) 加力は、回転の拘束の方法に応じて、それぞれ次の表に掲げる式により計算したせん断変形角を六百分の一ラジアン、四百五十分の一ラジアン、三百分の一ラジアン、二百分の一ラジアン、百五十分の一ラジアン、百分の一ラジアン、七十五分の一ラジアン及び五十分の一ラジアンの順に生じさせることとなる力で正負両方向への繰り返し载荷をそれぞれ三回以上行うことにより得られる荷重—変形関係を適切な精度を有する方法で測定すること。

	回転の拘束の方法	せん断変形角 (単位 ラジアン)
(一)	(2) (i) に掲げる方法	$(d_1 - d_2 / H) - (d_3 - d_4 / V)$
(二)	(一) 以外の方法	$(d_1 - d_2) / H$

この表において、 d_1 、 d_2 、 H 、 d_3 、 d_4 及び V は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d_1 試験体の頂部の水平方向の変位 (単位 ミリメートル)

d_2 試験体の脚部の水平方向の変位 (単位 ミリメートル)

H 水平方向の変位を測定する計測機器相互間の鉛直距離 (単位 ミリメートル)

d_3 加力点から遠いほうの脚部の鉛直変位 (単位 ミリメートル)

d_4 加力点から近いほうの脚部の鉛直変位 (単位 ミリメートル)

位 ミリメートル)

V 鉛直方向の変位を測定する計測機器相互間の水平距離 (単位 ミリメートル)

(5) (4) に掲げる方法により荷重—変形関係を測定した後、荷重を漸増して加え、最大荷重が測定された後に測定される最大荷重の八十パーセントに相当する荷重又はせん断変形角が十五分の一ラジアンに達するまでの荷重—変形関係を適切な精度を有する方法で測定すること。

ホ 当該試験体の仕様ごとに、ニに規定する試験により求めたそれぞれの試験体の荷重—変形関係のうち、ニ (5) に掲げる方法により測定された最大荷重の八十パーセントに相当する荷重又は十五分の一ラジアンとなるせん断変形角を有する荷重の軸と変形の軸により囲まれる荷重—変形関係から得た包絡線 (以下この号において「耐力曲線」という。) を用い、次に定めるところにより、当該試験体の最大耐力、降伏耐力、降伏変位、終局耐力及び塑性率の数値を計算すること。

(1) 最大耐力は、耐力曲線上における最大荷重とする。

(2) 降伏耐力及び降伏変位は、次による。

(i) 耐力曲線上における (1) の最大荷重が測定される前に測定された荷重のうち、(1) の最大荷重のそれぞれ 0.1 倍及び 0.4 倍となる荷重に対応する二点を通る直線を第 I 直線とする。

(ii) 耐力曲線上における (1) の最大荷重が測定される前に測定された荷重のうち、

(1) の最大荷重のそれぞれ 0.4 倍及び 0.9 倍となる荷重に対応する二点を通る

直線を第Ⅱ直線とする。

(iii) 耐力曲線上における接線のうち、第Ⅱ直線に平行となる直線を第Ⅲ直線とする。

(iv) 降伏耐力は、第Ⅰ直線と第Ⅲ直線との交点における荷重とする。

(v) 降伏変位は、降伏耐力を表す直線を第Ⅳ直線とし、第Ⅳ直線と耐力曲線との交点における変位（複数の交点が見られる場合には、最小となる変位）とする。

(3) 終局耐力は、次による。

(i) ニ(5)に掲げる方法による加力の終了時の変位を終局変位とする。

(ii) 耐力曲線、終局変位を表す直線及び変形の軸により囲まれる部分の面積を計算する。

(iii) 原点と(2)(v)で得た降伏変位となる点を通る直線を第Ⅴ直線とする。

(iv) 終局耐力は、当該終局耐力を表す直線、変形の軸、第Ⅴ直線及び終局変位を表す直線で囲まれる台形の部分の面積が(ii)で計算した面積と等しくなる場合の耐力とする。

(4) 塑性率は、(2)(v)の第Ⅳ直線と(3)(iii)の第Ⅴ直線との交点における変位を求め、当該変位の数値で(3)(i)で得た終局変位の数値を除して得た数値とする。

へ せん断耐力の基準値は、当該試験体の仕様ごとに、ホに規定するそれぞれの数値を用いて次の表の(一)項から(四)項までの式によって計算した数値の信頼水準七十五パーセントの五十パーセント下側許容限界値のうちいずれか小さい数値とすること。

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(一)</td> <td>$P = P_y$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(二)</td> <td>$P = 0.2 P_u \sqrt{2\mu - 1}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(三)</td> <td>$P = (2/3) P_{max}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(四)</td> <td>$P = P'$</td> </tr> </table> <p>この表において、P、P_y、P_u、μ、P_{max}及びP' は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>P セン断耐力の計算に用いる数値（単位 キロニュートン）</p> <p>P_y ホ (2) に規定する降伏耐力（単位 キロニュートン）</p> <p>P_u ホ③に規定する終局耐力（単位 キロニュートン）</p> <p>μ ホ (4) に規定する塑性率</p> <p>P_{max} ホ (1) に規定する最大耐力（単位 キロニュートン）</p> <p>P' 耐力曲線上におけるニ (4) に規定するせん断変形角が百五十分の一（回転の拘束の方法をニ (2) (i) に掲げる方法以外の方法とした場合にあつては、百二十十分の一）ラジアンとなる変形に対応した耐力（単位 キロニュートン）</p> <p>ト セン断剛性は、当該試験体の仕様ごとに、ホ (3) (iii) に規定する第V直線の傾きの数値を求め、それらの平均値とすること。</p>	(一)	$P = P_y$	(二)	$P = 0.2 P_u \sqrt{2\mu - 1}$	(三)	$P = (2/3) P_{max}$	(四)	$P = P'$
(一)	$P = P_y$								
(二)	$P = 0.2 P_u \sqrt{2\mu - 1}$								
(三)	$P = (2/3) P_{max}$								
(四)	$P = P'$								
<p>七 温度による著しい変形のおそれがある部分に用いる場合にあつては、耐熱性能の基準値が定められていること。</p>	<p>七 耐熱性能の測定は、JIS A-1414-3（建築用パネルの性能試験方法—第三部：温湿度・水分に対する試験）—2010の五. 一の温度に対する性能試験又はこれと同等以上に耐熱性能を測定できる方法によること。</p>								
<p>八 湿潤状態となるおそれのある部分に使用する場</p>	<p>八 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する含水</p>								

合にあつては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。

率の調整係数は、次に定める方法又はこれと同等以上に含水率の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、有機発泡材及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する含水率の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。

イ 試験体は、次に掲げる方法により採取すること。

(1) 標本は、生産の段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように十以上を採取すること。

(2) 各標本より採取する調整係数用本試験体の数は、一とすること。

(3) (2) の調整係数用本試験体に隣接する位置又は材料特性の差が最も小さくなる位置から採取するサイドマッチング用試験体の数は、二とすること。

(4) 試験体の形状及び寸法はすべて同一とし、次に掲げるものによること。

(i) 試験体の厚さは、当該建築材料の厚さと同じとすること。

(ii) 試験体の幅は、当該建築材料の厚さの二倍以上とすること。

(iii) 試験体の長さは、ロ及びハに規定する試験における支点間距離（試験体の厚さの十二倍以上とする。）に五センチメートル又は試験体の厚さの二分の一を加えた長さとする。ただし、支点間距離及び当該建築材料の厚さが試験に与えるせん断の影響を適切に考慮してこれと同等以上の精度で試験の結果が得られる長さであることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

	<p>ロ サイドマッチング用試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置し、当該環境下で（は）欄第四号（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ハ 調整係数用本試験体は、次に掲げる使用環境に応じて（1）又は（2）のいずれかに定める環境下で静置し、当該環境下で（は）欄第四号（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>（1） 常時湿潤環境 気温摂氏二十度±二度及び相対湿度九十五パーセント±五パーセント</p> <p>（2） 断続湿潤環境 気温摂氏二十度±二度及び相対湿度八十五パーセント±五パーセント</p> <p>ニ 各力学特性値に対する含水率の調整係数は、ハで得られた調整係数用本試験体ごとの各力学特性値のロで得られた対応するサイドマッチング試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値（一・〇を超える場合は一・〇とする。）とすること。</p>
<p>九 第三号に規定する面内圧縮強さ、第四号に規定する面外曲げ強さ及び第五号に規定するめりこみ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。</p>	<p>九 面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及びめりこみ強さ（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する荷重継続時間の調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に荷重継続時間の調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する荷重継続時間の影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する荷重継続時間の調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>

	<p>イ 試験体は、（は）欄第八号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、（は）欄第三号から第五号まで（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 一を超えない範囲内の数値（以下「応力レベル」という。）を三以上選択し、これを各調整係数用本試験体に対応するサイドマッチング用試験体の各力学特性値の平均値に乗じた応力に対応する荷重をそれぞれ十体以上の調整係数用本試験体に加え、破壊荷重継続時間を測定すること。この場合において、少なくとも一以上の応力レベルにつき、すべての試験体の半数以上の破壊荷重継続時間を六ヶ月以上としなければならない。</p> <p>ヘ 各力学特性値に対する荷重継続時間の調整係数は、ホの規定により測定した各調整係数用本試験体の応力レベルごとの破壊荷重継続時間の常用対数と応力レベルとの関係について回帰直線を求め、回帰直線上において破壊荷重継続時間が五十年に相当する応力レベルの数値（一・〇を超える場合は、一・〇とする。）とすること。</p>
<p>十 第四号に規定する曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。</p>	<p>十 曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上にクリープの調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対するクリープの影響を考</p>

慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対するクリープの調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。

イ 試験体は、(は) 欄第八号イに掲げる方法により採取すること。

ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。

ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。

ニ サイドマッチング用試験体について、(は) 欄第四号(試験及び試験体ごとの曲げ弾性係数の測定に係る部分に限る。)に規定する方法により曲げ弾性係数を求めること。

ホ 調整係数用本試験体について、対応するサイドマッチング用試験体のニで求めた曲げ弾性係数の平均値に(ろ) 欄第八号に規定する含水率の調整係数、(ろ) 欄第九号に規定する荷重継続時間の調整係数及び三分の二を乗じて得られる応力に相当する荷重を加え、曲げ弾性係数を測定する際に用いた部分に相当する部分の変形を、荷重を加え初めてから一分、五分、十分、百分及び五百分後並びにその後二十四時間ごとに五週間以上測定すること。

ヘ ホの調整係数用本試験体それぞれについて、クリープ変形比を計算すること。

ト ヘにより計算した各調整係数用本試験体のそれぞれの時間に対応したクリープ変形比(一分及び五分に対応するものを除く。)の常用対数と、時間の常用対数との関係について、回帰直線を求めること。

チ 曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数は、トで得られた回帰直線上の、時間が五十年

	<p>に相当するクリープ変形比の数値（一・〇を超える場合は一・〇とする。）とすること。</p>
<p>十一 第三号に規定する面内圧縮強さ、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数並びに第五号に規定するめりこみ強さに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。</p>	<p>十一 面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数及びめりこみ強さ（以下この号において「各力学特性値」という。）に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に事故的な水掛りを考慮した調整係数を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する事故的な水掛りの影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するものに対する事故的な水掛りを考慮した調整係数から計算した場合は、当該数値とすることができる。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第八号イに掲げる方法により採取すること。</p> <p>ロ 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。</p> <p>ハ 試験を行う環境は、ロで試験体を静置した環境と同一とすること。</p> <p>ニ サイドマッチング用試験体について、（は）欄第三号から第五号まで（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限る。）に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ホ 調整係数用本試験体は、採取後に試験体の片面に均一に散水できる装置により七十二時間散水した後、自然乾燥、熱風による乾燥その他これらに類する方法で当該試験体の質量がロに規定する方法により静置された当該試験体の質量を下回るまで乾燥させること。</p> <p>ヘ ホの処理後の調整係数用本試験体について、（は）欄第三号から第五号まで（試験及び試験体ごとの各力学特性値の測定に係る部分に限</p>

	<p>る。)に規定する方法により各力学特性値を求めること。</p> <p>ト 各力学特性値に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、へで得られた調整係数用本試験体ごとの各力学特性値のニで得られた対応するサイドマッチング試験体の各力学特性値の平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値(一・〇を超える場合は、一・〇とする。)とすること。</p>
<p>十二 接着耐久性に関する強さの残存率が、それぞれ〇・五以上として定められていること。</p>	<p>十二 接着耐久性に関する強さの残存率の測定は、次に定める方法又はこれと同等以上に接着耐久性に関する強さの残存率を測定できる方法によること。ただし、各部の組合せに対する接着の影響を考慮し、有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの並びに接着剤の強さの残存率から計算した場合は、当該数値とすることができる。</p> <p>イ 試験体は、(は)欄第八号イに掲げる方法により採取すること。ただし、試験体の形状及び寸法については、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 試験体の厚さは、当該建築材料の厚さと同じとすること。</p> <p>(2) 試験体の上面及び底面は矩形とし、辺の長さは二十五ミリメートル以上とすること。</p> <p>ロ サイドマッチング用試験体について、次に掲げる方法によりはく離強さを求めること。</p> <p>(1) 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。</p> <p>(2) 試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(i) 試験体の底面を試験台に、上面を荷重ブロックに接着すること。</p> <p>(ii) (i)の荷重ブロックの上から、当該試験体の厚さ方向に引張荷重を漸増して加</p>

えること。

(iii) 試験は、当該試験体が破壊するまで
行い、当該試験体に加える荷重を適切な精
度を有する計測機器で測定すること。

(3) サイドマッチング用試験体のはく離強さ
は、(2)の試験で当該試験体に加えた最大の
荷重を受圧面積で除した数値とすること。

ハ 調整係数用本試験体について、ホに規定する
劣化処理を行うこと。

ニ ハの劣化処理後の試験体について、ロ（試験
及び試験体ごとのはく離強さの測定に係る部分
に限る。）に規定する方法によりはく離強さを
求めること。

ホ 劣化処理は、次の分類に応じ、(1)から(3)
までに掲げる方法によること。

(1) 加熱冷却法 次の(i)から(vi)までの
処理を順に行う方法

(i) 摂氏四十九度±二度の水中に一時間浸
せきする。

(ii) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時
間静置する。

(iii) 摂氏マイナス十二度±三度の空気中
に二十時間静置する。

(iv) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に三
時間静置する。

(v) 摂氏九十三度±三度の水蒸気中に三時
間静置する。

(vi) 摂氏九十九度±二度の乾燥空気中に十
八時間静置する。

(2) 煮沸法 次の(i)から(iii)までの処理
を順に行う方法

(i) 沸騰水中に四時間以上浸せきする。

(ii) 常温水中に一時間以上浸せきする。

(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾

燥器中で当該試験体の質量がロ (1) に規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。

(3) 減圧法 次の (i) から (iii) までの処理を順に行う方法

(i) 六百三十五水銀柱ミリメートルに減圧した常温水中に三十分間以上浸せきするか又は六百三十五水銀柱ミリメートルに減圧した後温度摂氏六十五度の水中に一時間以上浸せきする。

(ii) 常温水中に三十分以上浸せきする。

(iii) 摂氏七十度±三度に設定した恒温乾燥器中で六時間以上（偶数サイクル及び最終サイクルは十五時間以上とする。）当該試験体の質量がロ (1) に規定する方法により静置されたサイドマッチング用試験体の質量を下回るまで乾燥する。

へ 接着耐久性に関する強さの残存率は、ニで得られた調整係数用本試験体ごとののはく離強さのロで得られた対応するサイドマッチング試験体のはく離強さの平均値に対する比率を各標本ごとに求め、それらの数値を平均して得た数値のうち、使用する環境に応じて、それぞれ次の (1) から (3) までの条件を満たす数値とすること。

(1) 常時湿潤環境 加熱冷却法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値

(2) 断続湿潤環境 煮沸法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値及び減圧法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値のうちいずれか小さい数値（接着剤の品質がJIS K六八〇六（水性高分子ーイソシアネート系木材接着剤）一一九九五に規定する一種一号に適合する場合にあ

		<p>っては、減圧法を六回繰り返し行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値)</p> <p>(3) 乾燥環境 減圧法を行った調整係数用本試験体を用いて得られた数値</p>
	<p>十三 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあっては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>十三 防腐処理による力学特性値の低下率の測定及び木材防腐剤の有効成分の含有量の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に防腐処理による力学特性値の低下率及び木材防腐剤の有効成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 防腐処理による各力学特性値の低下率は、防腐処理を施したものについての(ろ)欄第三号から第六号までの各基準値の防腐処理を施さないものについての当該基準値に対する比率とすること。</p> <p>ロ 注入処理に用いる木材防腐剤の種類及びその有効成分の含有量の測定は、JIS K一五七〇(木材防腐剤)一一九九八の七 試験方法によること。</p>
第一第十三号に掲げる建築材料	<p>一 寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>一 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第一号に掲げる方法によること。</p>
	<p>二 各部の品質が定められていること。各部相互を接着する接着剤について、その品質がJIS K六八〇六(水性高分子—イソシアネート系木材接着剤)一一九九五に規定する一種一号に適合する接着剤と同等以上に接着の性能を維持させることができるものを用いていること。</p>	<p>二 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p>
	<p>三 面内圧縮の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、面内圧縮強さの基</p>	<p>三 第一第十二号に掲げる建築材料の項(は)欄第三号に掲げる方法によること。</p>

<p>準値が定められていること。</p>	
<p>四 面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数の基準値が定められていること。</p>	<p>四 第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号に掲げる方法によること。</p>
<p>五 せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、せん断耐力及びせん断剛性の基準値が定められていること。</p>	<p>五 第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第六号に掲げる方法によること。</p>
<p>六 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあっては、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数が定められていること。</p>	<p>六 第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第八号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「（は）欄第四号」とあるのは、「第一項十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>七 第三号に規定する面内圧縮強さ及び第四号に掲げる面外曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数が定められていること。</p>	<p>七 第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第九号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及びめりこみ強さ」とあるのは、「面内圧縮強さ及び面外曲げ強さ」と、「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「（は）欄第八号イ」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第六号イ」と、「（は）欄第三号から第五号まで」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第三号及び第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>八 第四号に規定する曲げ</p>	<p>八 第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第</p>

<p>弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。</p>	<p>十号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は) 欄第八号イ」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第六号イ」と、「(は) 欄第四号」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第四号」と、「(ろ) 欄第八号」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項 (ろ) 欄第六号」と、「(ろ) 欄第九号」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項 (ろ) 欄第七号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>九 第三号に規定する面内圧縮強さ、第四号に規定する面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。</p>	<p>九 第一第十二号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第十一号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数及びめりこみ強さ」とあるのは、「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ及び曲げ弾性係数」と、「有機発泡剤及び当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの」とあるのは、「当該建築材料の表層面に用いる構造用合板その他これに類するもの及び枠組材」と、「(は) 欄第八号イ」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第六号イ」と、「(は) 欄第三号から第五号まで」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第三号及び第四号」とそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>十 防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、</p>	<p>十 第一第十二号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第十三号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「(ろ) 欄第三号から第六号まで」とあるのは、「第一第十三号に掲げる建築材料の項 (ろ) 欄第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。</p>

	注入処理による場合にあっては、当該木材防腐剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。	
第一第十四号に掲げる建築材料	一 表面硬さ、硬化層深さ、心部硬さ及びねじり強さの基準値が定められていること。	一 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に表面硬さ、硬化層深さ、心部硬さ及びねじり強さを測定できる方法によること。 イ 表面硬さの測定は、JIS B一〇五五（タッピンねじ—機械的性質）—一九九五の六. 一. 一の表面硬さ試験によること。 ロ 硬化層深さの測定は、JIS B一〇五五（タッピンねじ—機械的性質）—一九九五の六. 一. 二の表面硬さ試験によること。 ハ 心部硬さの測定は、JIS B一〇五五（タッピンねじ—機械的性質）—一九九五の六. 一. 三の心部硬さ試験によること。 ニ ねじり強さの測定は、JIS B一〇五五（タッピンねじ—機械的性質）—一九九五の六. 二. 二のねじり強さ試験によること。
	二 ねじ部を有するものにあつては、鋼板にねじ込んだとき、ねじ山が変形することなく、めねじを鋼板に成形できるものであること。	二 次に掲げる材料の種類に応じ、それぞれイ及びロ又はこれらと同等以上にねじ込み性能を測定できる方法によること。 イ タッピンねじ JIS B一〇五五（タッピンねじ—機械的性質）—一九九五の六. 二. 一のねじ込み試験によること。 ロ ドリリングタッピンねじ JIS B一一二五（ドリリングタッピンねじ）—一九九五の一〇. 四のねじ込み試験によること。
	三 主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。	三 第一第一号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号に掲げる方法によること。
	四 形状・寸法の基準値が定められていること。	四 JIS B一〇七一（ねじ部品の精度測定方法）—一九八五によるか又はこれと同等以上の精度を有

		する測定方法によること。
	五 構造耐力上有害な傷、かえり、錆、ねじ山のいたみ及び著しい湾曲等の欠点がないこと。	五 ねじ用限界ゲージ若しくはこれと同等以上のねじ測定器具によるか又は目視によって行うこと。
	六 めっきを施す場合は、組成及び付着量の基準値が定められていること。	六 めっきの付着量の測定は、JIS H〇四〇一（溶融亜鉛めっき試験方法）——一九九九の四. の付着量の試験によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び付着量を測定できる方法によること。
第一第十五号に掲げる建築材料	一 表面硬さ及び心部硬さの基準値が定められていること。	一 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に表面硬さ及び心部硬さを測定できる方法によること。 イ 表面硬さの測定は、第一第十四号に掲げる建築材料の項（は）欄第一号イに掲げる方法によること。 ロ 心部硬さの測定は、第一第十四号に掲げる建築材料の項（は）欄第一号ハに掲げる方法によること。
	二 鋼材に打込んだとき、折れ、曲がりその他の耐力上の欠点がなく、当該鋼材内部において十分に定着されるものであること。	二 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に打込み性能を測定できる方法によること。 イ 試験を行う鋼材は、打込み鉋の品質及び種類並びに使用条件ごとに適切なものを用いること。 ロ 試験を行う打込み鉋の数は、三体以上とすること。 ハ 試験は、イの鋼材に供試材を打込み、適当なジグを介して一方向加力の可能な載荷装置を用いて行うほか、次に定めるところによること。 (1) 荷重は性能に応じた方向に漸増するものとする。 (2) 供試材に作用する荷重及び変形量を適切な精度を有する方法で測定すること。 ニ 次に定めるところにより引抜き性能を測定す

		<p>ること。</p> <p>(1) 荷重は、供試材の抜け出しに至るまで加えること。</p> <p>(2) (1) の载荷の終了時に供試材の降伏又は破断その他の有害な耐力の低下等の起こらないことを確かめること。</p> <p>ホ 次に定めるところによりせん断性能を測定すること。</p> <p>(1) 供試材にせん断力を作用させるための鋼板を設け、当該鋼板の破断に至るまで荷重を加えること。ただし、鋼板の降伏が明確に把握できる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) (1) の载荷の終了時に供試材の破断又は降伏若しくは抜け出しその他の有害な耐力の低下等の起こらないことを確かめること。</p> <p>へ 折れ、曲がり等の測定は、ニ及びホの試験における供試材の打込み時の状態について、目視又はゲージ等を用いて行うこと。</p>
	<p>三 最大引抜き耐力、最大せん断耐力及び降伏せん断耐力の基準値が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に最大引抜き耐力、降伏せん断耐力及び最大せん断耐力を測定できる方法によること。</p> <p>イ 最大引抜き耐力は、前号ニ (1) の試験で得られたそれぞれの供試材の最大荷重の平均値として求めること。</p> <p>ロ 最大せん断耐力は、前号ホ (1) の試験で得られたそれぞれの供試材の最大荷重の平均値として求めること。</p> <p>ハ 降伏せん断耐力は、次による。</p> <p>(1) 前号ホ (1) の試験で測定された初期の荷重—変形関係に相当する直線を第 I 直線とする。</p> <p>(2) (1) の試験で測定された荷重—変形関係のうち、第 I 直線以降その曲率が最大となる点 (最大荷重に相当する変形以前の点に限</p>

		<p>る。)における接線を第Ⅱ直線とする。</p> <p>(3) 第Ⅰ直線と第Ⅱ直線との交点に相当する荷重を、降伏荷重とする。</p> <p>(4) 降伏せん断耐力は、前号ホ(1)の試験で得られたそれぞれの供試材の降伏荷重の平均値とすること。</p>
	<p>四 主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>四 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に掲げる方法によること。</p>
	<p>五 形状・寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>五 ノギス、マイクロメータ又はこれらと同等以上の測定器具を用いて行うこと。</p>
	<p>六 構造耐力上有害な傷、錆及び著しい湾曲等の欠点がないこと。</p>	<p>六 目視によって行うこと。</p>
	<p>七 めっきを施す場合は、組成及び付着量の基準値が定められていること。</p>	<p>七 第一第十四号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。</p>
<p>第一第十六号に掲げる建築材料</p>	<p>一 降伏点又は〇・二パーセント耐力の上下限(地震力等による塑性変形を生じない部分に用いるアルミニウム合金材にあっては、下限のみとする。)、降伏比、引張強さ及び伸びの基準値が定められていること。</p>	<p>一 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に降伏点若しくは〇・二パーセント耐力の上下限、降伏比、引張強さ及び伸びを測定できる方法によること。</p> <p>イ 引張試験片は、JIS H〇三二一(非鉄金属材料の検査通則)一一九七三に従い、JIS Z二二〇一(金属材料引張試験片)一一九九八に基づき、アルミニウム合金材の該当する形状の引張試験片を用いること。</p> <p>ロ 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS Z二二四一(金属材料引張試験方法)一一九九八によること。</p>
	<p>二 Si、Fe、Cu、Mn、Zn、Mg、Cr及びTiの化学成分の含有量の基準値が定められていること。これらの</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS H〇三二一(非鉄金属材料の検査通則)</p>

化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。

一一九七三の五によること。

ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。

(1) JIS H一三〇五 (アルミニウム及びアルミニウム合金の光電測光法による発光分光分析方法) 一一九七六

(2) JIS H一三〇六 (アルミニウム及びアルミニウム合金の原子吸光分析方法) 一一九九九

(3) JIS H一三五二 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のけい素定量方法) 一一九九七

(4) JIS H一三五三 (アルミニウム及びアルミニウム合金中の鉄定量方法) 一一九九九

(5) JIS H一三五四 (アルミニウム及びアルミニウム合金中の銅定量方法) 一一九九九

(6) JIS H一三五五 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のマンガン定量方法) 一一九九九

(7) JIS H一三五六 (アルミニウム及びアルミニウム合金中の亜鉛定量方法) 一一九九九

(8) JIS H一三五七 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のマグネシウム定量方法) 一一九九九

(9) JIS H一三五八 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のクロム定量方法) 一一九九八

(10) JIS H一三五九 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のチタン定量方法) 一一九九八

(11) JIS H一三六二 (アルミニウム及びアルミニウム合金中のバナジウム定量方法) 一一九九四

		(12) JIS H一三六三 (アルミニウム合金中のジルコニウム定量方法) 一一九七一
	三 アルミニウム合金材の形状、寸法及び単位質量の基準値が定められていること。	三 第一第一号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第四号に掲げる方法によること。
	四 構造耐力上有害な欠け、割れ及び付着物がないこと。	四 JIS H〇三二一 (非鉄金属材料の検査通則) 一一九七三の三によるか又はこれと同等以上に構造耐力上有害な欠け、割れ及び付着物がないことを確認できる方法によること。
	五 表面処理等が施されている場合は、表面仕上げの組成及び厚さ等の基準値が定められていること。	五 JIS H八六八〇 (アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜厚さ試験方法) 一一九九八によるか又はこれと同等以上に表面仕上げの組成及び厚さ等を測定できる方法によること。
	六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じてクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性、低温特性及び加熱の影響による機械的性質の低下の基準値が定められていること。	六 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上にクリープ、疲労特性、耐久性、高温特性、低温特性及び加熱の影響による機械的性質の低下の基準値を測定できる方法によること。 イ クリープ、疲労特性、耐久性、高温特性及び低温特性の測定は、第一第一号に掲げる建築材料の項 (は) 欄第七号によること。 ロ 加熱の影響による機械的性質の低下の測定は、加熱を行った後の機械的性質を、第一号に準じて測定すること。
第一第十七号に掲げる建築材料	一 材料の構成及び組み合わせの条件並びに力の伝達機構が定められていること。	
	二 構成材 (前号 (ろ) 欄において力の伝達に寄与しないとしたものを除く。) の降伏点又は〇・ニパーセントオフセット耐力 (ステンレス鋼にあっては、〇・	二 実大又は当該トラス用機械式継手の品質を代表できる類似の形状による試験体 (以下第六号までにおいて単に「試験体」という。) について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上に (ろ) 欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定

<p>一パーセントオフセット耐力)、引張強度、伸び及び絞りのうち各構成材の使用上必要な基準値が定められていること。また、引張試験片の採取が困難な場合は、硬さの基準値が定められていること。ただし、構成材として第一第一号から第五号まで及び第一第十六号に該当する建築材料を用いる場合においては、当該材料の項(ろ)欄のうちそれぞれの基準値とすることができる。</p>	<p>するために必要な数とすること。</p> <p>イ 降伏点又は〇・二パーセントオフセット耐力(ステンレス鋼にあつては、〇・一パーセントオフセット耐力)、引張強度、伸び及び絞りは、第一第二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号イに定める方法によること。</p> <p>ロ 硬さは、第一第二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号ハに定める方法によること。</p>
<p>三 各構成材の主成分と固有の性能を発揮する化学成分の含有量の基準値が定められていること。ただし、構成材として第一第一号から第五号まで及び第一第十六号に該当する建築材料を用いる場合は、当該材料の項(ろ)欄のうちそれぞれの基準値とすることができる。</p>	<p>三 次に掲げる各構成材の材料に応じ、それぞれイからハまでに定める方法又はこれらと同等以上に成分を測定できる方法によること。</p> <p>イ 鋼材 第一第一号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に定める方法によること。</p> <p>ロ アルミニウム合金材 第一第十六号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号に定める方法によること。</p> <p>ハ イ及びロ以外の材料 当該構成材の性質及び化学成分を考慮し、必要な測定方法によること。</p>
<p>四 構成材の形状及び寸法の基準値が定められていること。</p>	<p>四 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に構成材の形状及び寸法を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は、ノギス又はマイクロメータを用いて行うこと。</p> <p>ロ ねじの精度の測定は、限界ゲージを用いて行うこと。</p>
<p>五 必要に応じて、構成材</p>	<p>五 構成材に熱処理を行ったのち、次に掲げる方法</p>

<p>(熱処理を行うものに限る。)の硬さ及び硬さの分布の基準値が定められていること。</p>	<p>又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。この場合において、試験体の数は、当該品質を精度よく測定するために必要な数とする。</p> <p>イ 硬さの測定は、第一第二号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号ハに定める方法によること。</p> <p>ロ 硬さの分布は、イに掲げる試験(硬さに関するものに限る。)を行い、構成材の種類に応じてそれぞれ次の(1)又は(2)のいずれかに掲げる位置について求めること。</p> <p>(1) ボルト 断面方向(当該ボルトの径が大きく断面の入熱の状況が均一にならないおそれのある場合に限る。)又は軸方向に適切な間隔で定めた部位</p> <p>(2) ボルト以外の構成材 当該構成材の使用法及び性質を考慮して定めた部位</p>
<p>六 圧縮及び引張りの許容耐力及び終局耐力が定められていること。また、必要に応じて曲げの許容耐力及び終局耐力が定められていること。</p>	<p>六 試験体について、次に掲げる方法又はこれらと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。ただし、許容耐力について、構成材の降伏等により構造耐力上支障のある剛性の低下を生じないことが確かめられた場合は、各構成材及びそれら相互の接合の力学的特性を用い当該数値を計算により求めることができる。この場合において、終局耐力の数値は、当該計算をしたそれぞれの許容耐力の数値の一・一倍の数値とするものとする。</p> <p>イ 必要に応じて、試験体に加力用の支持材を接合すること。</p> <p>ロ 圧縮試験及び引張試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 荷重は、適切なジグを介し支持材の軸方向に漸増して加えること。必要な場合においては、座屈止めの設置その他の試験体の加力方向以外の方向への変形を拘束するための措</p>

	<p>置を行わなければならない。</p> <p>(2) 試験体に作用する荷重及び変形を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>ハ 曲げ試験は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 支持材を試験体の両側に軸心が一致するように接合し、支点間距離を当該支持材の小径の十倍以上とすること。</p> <p>(2) 試験体は支点の中央部に位置するように配置すること。</p> <p>(3) 荷重は、試験体の中央部に適切なジグを介し漸増して加えること。</p> <p>(4) 試験体に作用する荷重及び試験体の中央におけるたわみ量を適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>ニ 許容耐力は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ七十パーセント以下の値とする。</p> <p>ホ 終局耐力は、ロ及びハの試験で確認された最大の荷重のそれぞれ九十パーセント以下の数値とする。</p> <p>ヘ ロ及びハの試験において許容耐力時までには構造耐力上有害な変形が生じないことを確かめること。</p>
<p>七 (ハ) 欄第六号イの接合の方法及び条件が定められていること。</p>	<p>七 材料及び接合の方法に応じ、イ又はロのいずれかに定める方法によること。</p> <p>イ 鋼材の溶接接合 JIS G〇五五三 (鋼のマクロ組織試験方法) 一一九九六、JIS G〇五六五 (鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類) 一一九九二、JIS G二三四三一一 (非破壊試験—浸透探傷試験—第一部：一般通則：浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類) 一一二〇〇一、JIS Z二三四四 (金属材料のパルス反射法による超音波探傷試験方法通則) 一一九九三に規定する方法又はこれらと同等以上に接合</p>

		<p>の健全性を確認できる方法によること。</p> <p>ロ イ以外の接合 イによる場合と同等以上に接合部位の健全性が確認できる部位及び試験方法によること。</p>
	<p>八 つぶれ、きず、焼割れ等の構造耐力上有害な欠陥や錆等の欠点がないこと。</p>	<p>八 目視によって行うこと。</p>
	<p>九 前各号に掲げるほか、必要に応じて耐久性、疲労特性、高温特性、軸力を導入する場合のトルク係数値及びリラクセーション特性等の基準値が定められていること。</p>	<p>九 次の方法又はこれらと同等以上に（ろ）欄の基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 耐久性の測定は、JIS Z二三七一（塩水噴霧試験方法）一二〇〇〇に、疲労特性の測定は、JIS Z二二七三（金属材料の疲れ試験方法通則）一一九七八に、高温特性の測定は、JIS G〇五六七（鉄鋼材料及び耐熱合金の高温引張試験方法）一一九九八によること。</p> <p>ロ 軸力を導入する場合のトルク係数値試験は、JIS B一一八六（摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）一一九九五の十一、二のセットのトルク係数値試験によること。</p> <p>ハ リラクセーション特性の測定は、JIS Z二二七一（金属材料のクリープ及びクリープ破断試験方法）一一九九九、JIS Z二二七六（金属材料の引張りリラクセーション試験方法）一二〇〇〇の試験方法によること。</p>
<p>第一第十八号に掲げる建築材料</p>	<p>一 膜材料、テント倉庫用膜材料及び膜構造用フィルム（以下「膜材料等」という。）の基布（繊維糸による織布又は網目状織物という。以下同じ。）、コーティング材（基布に塗布し又は貼り合わせたものという。以下同じ。）その他の膜材料等の構成材が定</p>	<p>一 次に掲げる方法によること。</p> <p>イ 各構成材の品質は、各構成材の受入時に、納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によること。</p> <p>ロ 単位質量の基準値は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 膜材料等の単位質量の基準値は、百ミリメートル四方の試験片を膜材料等全体から偏らないように五枚（テント倉庫用膜材料にあつては、三枚）以上採取し、〇・〇一グラム</p>

<p>められているとともに、単位質量並びに織糸密度及び織糸密度のばらつきの基準値が定められていること。</p>	<p>まで測定し、それらの平均値とすること。</p> <p>(2) 膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の単位質量の基準値は、基布の製造時に百ミリメートル四方の基布試験片を偏らないように五枚（テント倉庫用膜材料にあつては、三枚）以上採取し、〇・〇グラムまで測定して求めるか又は五十ミリメートル四方の試験片について、コーティング材を溶剤で溶解し又は燃焼させて除去し、基布の質量を〇・〇グラムまで測定し、それらの平均値とすること。</p> <p>(3) 膜材料及びテント倉庫用膜材料のコーティング材の単位質量の基準値は、当該膜材料等の質量の基準値から基布の質量の基準値を差し引いた数値とすること。</p> <p>ハ 膜材料の織糸密度及び織糸密度のばらつきの基準値は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 織糸密度の基準値は、JIS L一〇九六（一般織物試験方法）一一九九九によるか又はこれと同等以上に織糸密度を測定できる方法により当該膜材料等の異なる五箇所以上についてたて糸及びよこ糸それぞれの単位幅当たりの本数を測定し、それらの平均値とすること。</p> <p>(2) 織糸密度のばらつきの基準値は、(1)で測定した織糸密度から求めること。</p>
<p>二 厚さの基準値が定められていること。</p>	<p>二 厚さの測定は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれイ若しくはロに定める方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれらと同等以上に厚さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 膜材料及びテント倉庫用膜材料 厚さ測定器を用いて、膜材料及びテント倉庫用膜材料の七十五ミリメートル以上間隔をおいた五箇所以上について測定した値の平均値とすること。</p> <p>ロ 膜構造用フィルム JIS K七一三〇（プラスチックフィルム及びシート—厚さ測定方法）</p>

	<p>一一九九九によること。</p>
<p>三 膜材料にあつては、布目曲がりの基準値が定められていること。</p>	<p>三 布目曲がりの測定は、JIS L一〇九六（一般織物試験方法）一一九九九により当該膜材料の三百ミリメートル以上の間隔をおいた五箇所以上について測定するか又は膜材料の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がりを測定できる方法によること。</p>
<p>四 たて糸方向及びよこ糸方向（膜構造用フィルムにあつては、ロール方向及びロール直交方向。以下同じ。）の引張強さ及び伸び率並びに伸び率十パーセント時の応力の基準値が定められていること。</p>	<p>四 たて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ及び伸び率並びに伸び率十パーセント時の応力の測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引張強さ及び伸び率並びに伸び率十パーセント時の応力を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚（テント倉庫用膜材料にあつては三枚）以上とすること。</p> <p>ロ 载荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の（1）又は（2）に定める方法により行うこと。</p> <p>（1）膜材料及びテント倉庫用膜材料 JIS L一〇九六（一般織物試験方法）一一九九九の定速伸長形引張試験機を用いたストリップ法（試験片の幅は三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）によること。</p> <p>（2）膜構造用フィルム JIS K七一二七（プラスチック引張特性の試験方法—第三部：フィルム及びシートの試験条件）一一九九九によること。</p> <p>ハ 引張強さの基準値は、ロに定める試験による破断時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p> <p>ニ 伸び率の基準値は、ロに定める試験による破断時の伸び率を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p>

	<p>ホ 膜構造用フィルムの伸び率十パーセント時の応力の基準値は、ロ (2) に定める試験による伸び率十パーセント時の荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p>
<p>五 たて糸方向及びよこ糸方向の引裂強さの基準値が定められていること。</p>	<p>五 たて糸方向及びよこ糸方向の引裂強さの測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引裂強さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚（テント倉庫用膜材料にあっては三枚）以上とすること。</p> <p>ロ 载荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の (1) から (3) までに定める方法により行うこと。</p> <p>(1) 膜材料 JIS L一〇九六（一般織物試験方法）——一九九九のトラペゾイド法によること。</p> <p>(2) テント倉庫用膜材料 JIS L一〇九六（一般織物試験方法）——一九九九のシングルタング法によること。</p> <p>(3) 膜構造用フィルム JIS K七二八—三（プラスチックフィルム及びシートの引裂き強さ試験方法—第三部：直角形引裂法）——一九九八によること。</p> <p>ハ 引裂き強さの基準値は、ロに定める試験による最大荷重を各試験片ごとに求め、それらの平均値とすること。</p>
<p>六 膜材料にあっては、たて糸方向及びよこ糸方向のコーティング層の密着強さの基準値が定められていること。</p>	<p>六 たて糸方向及びよこ糸方向のコーティング層の密着強さの測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上にコーティング層の密着強さを測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とし、試験片の幅は三十ミリ</p>

	<p>メートル又は五十ミリメートルとすること。</p> <p>ロ JIS K六四〇四一五（ゴム引布・プラスチック引布試験方法—第五部：接着試験）——一九九九の試験方法Bによりコーティング層を剥離させること。</p> <p>ハ ロに定める試験から荷重—剥離長さ関係を求め、極大点となる荷重のうち、大きい方から五つの荷重を選択し、それらの平均値を剥離荷重とすること。</p> <p>ニ 密着強さの基準値は、ハで求めた各試験片の剥離荷重の平均値とすること。</p>
<p>七 膜材料及び膜構造用フィルムにあつては、たて糸方向及びよこ糸方向の引張クリープによる伸び率の基準値が定められていること。</p>	<p>七 次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に引張クリープによる伸び率を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とすること。</p> <p>ロ 载荷は、次に掲げる膜材料等の種類に応じ、それぞれ次の（1）又は（2）に定める方法により行うこと。</p> <p>（1） 膜材料 JIS K六八五九（接着剤のクリープ破壊試験方法）——一九九四の試験方法（試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）又はJIS K七一一五（プラスチッククリープ特性の試験方法—第一部：引張クリープ）——一九九九の試験方法（試験片の幅は、三十ミリメートル又は五十ミリメートルに限る。）によること。</p> <p>（2） 膜構造用フィルム JIS K七一一五（プラスチッククリープ特性の試験方法—第一部：引張クリープ）——一九九九の試験方法（当該試験方法に定めるもののほか、幅二十五ミリメートルの短冊型の試験片を含む。）によること。</p> <p>ハ 载荷は、ロに定める試験方法により、次の（1）</p>

	<p>及び(2)に掲げる載荷をそれぞれ行うこと。</p> <p>(1) 室温においてたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の四分の一以上(膜構造用フィルムにあっては、伸び率十パーセント時の応力の基準値の二分の一以上)の荷重で二十四時間の載荷を行うこと。</p> <p>(2) 温度摂氏六十度(基布にガラス繊維を用い、かつ、コーティング材に四ふっ化エチレン樹脂、四ふっ化エチレンパーフルオロアルキルビニルエーテル共重合樹脂又は四ふっ化エチレン-六ふっ化プロピレン共重合樹脂を用いた膜材料及び膜構造用フィルムにあっては、摂氏百五十度)雰囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さ(膜構造用フィルムにあっては、伸び率十パーセント時の応力)の基準値の十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行うこと。</p> <p>ニ ロ及びハに定める載荷を行い、試験片が破断しないこと。</p> <p>ホ ロ及びハに定める載荷を行った各試験片について伸び率を測定し、それらの平均値を引張クリーブによる伸び率の基準値とすること。</p>
<p>八 繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値が定められていること。ただし、膜材料等の構成材及び使用環境条件等に応じて当該基準値を要求しない場合においては、この限りでない。</p>	<p>八 繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの測定は、次に掲げる方法によるか又は膜材料等の品質に応じてこれと同等以上に繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値を測定できる方法によること。</p> <p>イ 引張りの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの測定は、次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とすること。</p> <p>(2) 最大荷重をたて糸方向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の五分の一以上(膜構造用フィルムにあっては、伸び率十パーセント時</p>

の応力の基準値の五分の四以上)、最小荷重を一センチメートルにつき二十ニュートン以下(膜構造用フィルムにあつては、一平方ミリメートルにつき二ニュートン以下)とした繰り返し引張疲労試験を、たて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて三十万回行うこと。

(3) (2)の荷重を行った試験片について(は)欄第四号に規定する引張試験を行い破断時の荷重を測定すること。

(4) たて糸方向及びよこ糸方向について(3)の破断時の荷重の平均値を引張りの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値とすること。

ロ 折曲げの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの測定は、次に掲げる方法によること。

(1) 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚以上とし、その幅を十五ミリメートル(膜構造用フィルムにあつては、六ミリメートル又は十五ミリメートル)とすること。

(2) 荷重はJIS P八一一五(紙及び板紙—耐折強さ試験方法—MIT試験機法)—二〇〇—に定める方法(折り曲げ面は、三ミリメートル(膜構造用フィルムにあつては、一ミリメートル)の曲率半径とする。)により行い、試験片を千回往復して折曲げること。

(3) (2)の荷重を行った試験片について(は)欄第四号に規定する引張試験を行い破断時の荷重を測定すること。

(4) たて糸方向及びよこ糸方向について(3)の破断時の荷重の平均値を折曲げの繰り返し荷重を受ける場合の引張強さの基準値とすること。

<p>九 膜材料及びテント倉庫用膜材料にあつては、もみ摩擦により、コーティング材その他の構成材のはがれ、ひび割れがないこと。</p>	<p>九 次に掲げる方法によること。 イ 試験片はたて糸方向及びよこ糸方向それぞれについて五枚（テント倉庫用膜材料にあつては三枚）以上とすること。 ロ JIS K六四〇四一六（ゴム引布・プラスチック引布試験方法—第六部：もみ試験）—一九九九により、つかみ具の移動距離を五十ミリメートルとし、かつ、押圧を十ニュートンとして千回のもみ操作を行うこと。 ハ ロの载荷を行った試験片について目視によりコーティング材その他の構成材のはがれ、ひび割れがないことを確かめること。</p>	
<p>十 傷、コーティング材のはがれ、ひび割れ、破れ及びしわ等の耐力上の欠点がないこと。</p>	<p>十 目視により行うこと。</p>	
<p>十一 前各号に掲げるもののほか、膜材料等の構成材料及び使用環境条件等に応じて必要となる品質の基準値が定められていること。</p>		
<p>第一第十九号に掲げる建築材料</p>	<p>一 容積空洞率（セラミックメーソンリーユニットの空洞部全体の容積をセラミックメーソンリーユニットの外部形状容積で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）の基準値が定められていること。</p>	<p>一 各部の寸法を実測して行うこと。</p>
<p>二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。</p>	<p>二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五二一〇（建築用セラミックメーソンリーユニット）—一九九四によるか又はこれと同等以上に寸法及</p>	

		び寸法精度を測定できる方法によること。
	三 圧縮強さの基準値が定められていること。ただし、令第三章第八節に規定する構造計算を行わない建築物に用いられるものの圧縮強さは、一平方ミリメートルにつき八ニュートン以上であること。	三 JIS A五二一〇（建築用セラミックメーソソリ一ユニット）一一九九四の圧縮試験方法によるか又はこれと同等以上に圧縮強さを測定できる方法によること。
	四 吸水率の基準値が定められていること。	四 JIS A五二一〇（建築用セラミックメーソソリ一ユニット）一一九九四の吸水率の試験方法によるか又はこれと同等以上に吸水率を測定できる方法によること。
第一第二十号に掲げる建築材料	一 密度及び粘度の基準値が定められていること。	一 石綿飛散防止剤の密度及び粘度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に石綿飛散防止剤の密度及び粘度を測定できる方法によること。 イ 密度の測定は、JIS K五六〇〇・二・四（塗料一般試験方法一第二部：塗料の性状・安定性一第四節：密度）一一九九九によること。 ロ 粘度については、JIS K五六〇〇・二・二（塗料一般試験方法一第二部：塗料の性状・安定性一第二節：粘度）一一九九九によること。
	二 塗布量の下限の基準値及び塗布方法が定められていること。	二 石綿飛散防止剤の塗布量の測定は、次に掲げる方法によること。 イ 試験体は、厚さ十二ミリメートルの日本農林規格に定める合板（コンクリート型枠用合板一類）の底板と四十×三十×四百七十ミリメートルの木材を釘打ちした木枠で構成された型枠に、JIS A九五〇四一二〇〇四のロックウール三十五質量パーセント、JIS R五二一〇一二〇〇三のポルトランドセメント十五質量パーセント及び水五十質量パーセントで、厚さ四十ミリメートルになるように、吹き付けたものとする

	<p>ロ イの試験体に石綿飛散防止剤をエアレススプレーその他の均一な塗布が確保される方法を用いて塗布すること。</p> <p>ハ 塗布量は、ロの塗布前後の薬剤量を適切な測定精度を有する測定機器を用いて測定する。</p>
<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際に、当該建築材料からの繊維の飛散が認められないこと。</p>	<p>三 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に空調機器等による風圧を加えた際の当該建築材料からの繊維の飛散本数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に繊維の飛散本数を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、(は) 欄前号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものについて、それぞれ、次の(1)及び(2)に該当するものとする。</p> <p>(1) 摂氏六十度±三度、相対湿度九十五パーセント±五パーセントの環境下に十六時間放置し、その後直ちに摂氏六十度±三度の環境下で乾燥を八時間行う過程を十回繰り返したもの</p> <p>(2) (1)の過程を経していないもの</p> <p>ロ 比較用の試験体は、清浄な塗装鉄板、プラスチック板等の繊維の発生しないことが明らかであるものとする。</p> <p>ハ 空気の吹き出し装置は、外径九・五ミリメートルから一一・五ミリメートル、内径一・七ミリメートル、長さ二十五ミリメートルから三十五ミリメートル、拡散角度九十度のノズルを有するものとする。</p> <p>ニ 繊維の飛散の測定は、装置内を清浄にした後に、試験体を設置し、ハの装置のノズルから圧力差九十八キロパスカルの空気を吹き出し、当該空気を約十五センチメートル離れた位置からイの試験体に均一に当て、装置内の空気を径二十五ミリメートルのメンブランフィルターで、毎分一・五リットルずつ、六十分間以上採取し、</p>

	<p>採取された空気中の繊維の本数を位相差顕微鏡を用いてJIS K三八五〇——空気中の繊維状粒子測定方法—第一部：位相差顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法—二〇〇〇の測定方法により測定すること。ただし、同規格における六. 一. 三a)の規定は適用せず、繊維全てを計数し、計数視野数は百以上とする。</p> <p>ホ ニの測定をロの比較用の試験体及びイの試験体について行い、測定値を比較すること。</p>
<p>四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際に、その衝撃によって生じる飛散防止層（石綿飛散防止剤により被覆又は固着された当該建築材料の部分）のくぼみの深さが石綿飛散防止剤を塗布しない場合と比較して小さくなく、その衝撃による飛散防止層の脱落の発生がないこと。</p>	<p>四 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に固形物が衝突した際の飛散防止層のくぼみの深さの測定及び当該部分からの脱落の発生の有無の確認は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層のくぼみの深さを測定し、当該部分からの脱落の発生の有無を確認できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものとすること。</p> <p>ロ 衝撃を与える装置は、磁石等によって試験体の上面から一メートル上の高さからJIS B一五〇——玉軸受け用鋼球——一九八八に規定する呼び二並級の鋼球（直径五〇・八ミリメートル、質量約五百三十グラム）を回転しないように自由落下させる機構を持つ装置とすること。</p> <p>ハ 衝撃は、気乾状態のセメント強度用標準砂（厚さ約十センチメートル）上に表面を上にして平らに置いたイの試験体に、ロの装置を使用して試験体の中央部に一メートルの高さから鋼球を落下させることによって与えること。</p> <p>ニ 衝撃による飛散防止層のくぼみの深さは、六十センチメートル離れたところから目視して表面に生じていると認められるくぼみについて、ノギスにより一ミリメートル単位まで測定すること。</p>

		<p>ホ 衝撃による飛散防止層からの脱落の発生の有無は、ニによる観察を終えた試験体を表面が下になるようにつり上げ、目視により確認すること。</p>
	<p>五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際に、飛散防止層に脱落又は損傷を発生させる付着強度の低下が認められないこと。</p>	<p>五 石綿飛散防止剤を塗布した建築材料に引張力が作用した際の飛散防止層の付着強度の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に飛散防止層の付着強度を測定できる方法によること。</p> <p>イ 試験体は、（は）欄第二号イの試験体に石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものとする。</p> <p>ロ 引張試験の試験片は、イの試験体の中央付近に十センチメートル四方の鋼板を無溶剤型の二液形エポキシ接着剤で接着させ、質量約一キログラムのおもりを載せて二十四時間静置したものとすること。</p> <p>ハ 付着強度の測定は、ロの試験片の鋼板の周辺に沿ってカッターで二十ミリメートルまで切り込みを入れたものを、試験面の鉛直方向に毎分一ミリメートルの速度で引張力を破断するまで加えることにより行うこと。</p> <p>ニ 石綿飛散防止剤を塗布したものと塗布しないものについて、ハで測定された付着強度を比較すること。</p>
第一第二十一号に掲げる建築材料	<p>一 耐力又は〇・ニパーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションの基準値が定められていること。</p>	<p>一 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS G三五三六(PC鋼線及びPC鋼より線)一一九九九、JIS G三一〇九(PC鋼棒)一一九九四若しくはJIS G三一三七(細径異形PC鋼棒)一一九九四に定める方法によるか又はこれらと同等以上に耐力又は〇・ニパーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションを測定できる方法によること。</p>
	<p>二 棒鋼の場合は、P、S及びCuの化学成分の含有量の</p>	<p>二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。</p>

<p>基準値が、単一鋼線又は鋼より線の場合は、これらを構成する素線についてC、Si、Mn、P、S及びCuの化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p> <p>これらの化学成分のほか、固有の性能を確保する上で必要とする化学成分の含有量の基準値が定められていること。</p>	<p>イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取法は、JIS G〇三〇三（鋼材の検査通則）一二〇〇によること。</p> <p>ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。</p> <p>(1) JIS G一二一一（鉄及び鋼—炭素定量方法）一九九五</p> <p>(2) JIS G一二一二（鉄及び鋼—けい素定量方法）一九九七</p> <p>(3) JIS G一二一三（鉄及び鋼中のマンガン定量方法）一九八一</p> <p>(4) JIS G一二一四（鉄及び鋼—りん定量方法）一九九八</p> <p>(5) JIS G一二一五（鉄及び鋼—硫黄定量方法）一九九四</p> <p>(6) JIS G一二一九（鉄及び鋼—銅定量方法）一九九七</p> <p>(7) JIS G一二五三（鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法）一九九五</p> <p>(8) JIS G一二五六（鉄及び鋼—蛍光X線分析方法）一九九七</p> <p>(9) JIS G一二五七（鉄及び鋼—原子吸光分析方法）一九九四</p>
<p>三 緊張材の形状、寸法及び公称断面積の基準値（単一鋼線又は鋼より線にあってはこれらに加え単位質量）が定められていること。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に緊張材の形状、寸法、公称断面積及び単位質量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 棒鋼及び単一鋼線の測定は、任意の箇所での同一断面における最大径と最小径を測定すること。</p> <p>(2) 鋼より線の測定は、任意の箇所の外接円の最大径と最小径を測定すること。</p> <p>ロ 断面積はイで測定した形状及び寸法（鋼より</p>

		<p>線にあつては、更に素線の断面積)より算定すること。</p> <p>ハ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 断面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 一トン以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>
	四 構造耐力上有害な欠け、割れ、錆及び付着物が ^{さび} ないこと。	四 目視によって行うこと。
第一第二十二号に掲げる建築材料	一 軽量気泡コンクリートの原料、補強材、防錆材 ^{まい} その他の使用材料が定められていること。	
	二 各部の形状、寸法及び寸法精度の基準値が定められていること。	二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一一九九七によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	三 圧縮強度及び密度の基準値が定められていること。	三 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	四 乾燥収縮率の基準値が定められていること。	四 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	五 曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。	五 JIS A五四一六(軽量気泡コンクリートパネル)一一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に(ろ)欄の基準値を測定できる方法によること。
	六 構造耐力上有害な亀裂、	六 目視によって行うこと。

	気泡のむら、欠け、反りその他の欠陥がないこと。	
第一第二十三号に掲げる建築材料	一 寸法の基準値が定められていること。	一 第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第一号に掲げる方法によること。
	二 面内圧縮の応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数の基準値が定められていること。	二 面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数を測定できる方法によること。 イ 面内圧縮強さは、第一第十二号に掲げる建築材料の項（は）欄第三号に掲げる方法によること。 ロ 面内圧縮の弾性係数は、イに掲げる方法により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。
	三 面外曲げ強さ及び面外曲げ弾性係数の基準値が定められていること。面内曲げの応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数の基準値が定められていること。	三 面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数の測定は、次のいずれかに掲げる方法又はこれらと同等以上に面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数を測定できる方法によること。 イ JIS A-1414-2（建築用パネルの性能試験方法—第二部：力学特性に関する試験）—20-10の五、三の曲げ試験によること。ただし、試験体に加える荷重については、エアバッグ等を用いた等分布荷重とすることができる。 ロ 直交集成板規格別記第三項（6）に掲げる方法によること。この場合において、「曲げヤング係数」とあるのは、「曲げ弾性係数」と読み替えるものとする。
	四 めりこみの応力が生ずる部分に用いる場合にあつては、めりこみ強さの基準値が定められていること。	四 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第四号に掲げる方法によること。
	五 面外せん断の応力が生	五 面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せ

ずる部分に用いる場合にあっては、面外せん断強さ及び面外せん断弾性係数の基準値が定められていること。面内せん断の応力が生ずる部分に用いる場合にあっては、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数の基準値が定められていること。

ん断強さ及び面内せん断弾性係数の測定は、次に掲げる方法又はこれと同等以上に面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数を測定できる方法によること。

イ 面外せん断強さは、直交集成板規格別記第三項（8）に掲げる方法によること。

ロ 面外せん断弾性係数は、イに掲げる方法により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。

ハ 面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数は、次に定める方法によること。

(1) 試験体は、次に掲げる方法により採取すること。

(i) 標本は、生産の段階で同定可能な母集団から、当該母集団の材料特性を適切に表すものとなるように採取すること。

(ii) 同一の標本から採取する試験体の数は、母集団の特性値を適切に推定できる数とすること。

(2) 試験体は、温度摂氏二十度±二度、相対湿度六十五パーセント±五パーセントの環境下で平衡状態となるまで静置すること。

(3) 試験を行う環境は、(2)で試験体を静置した環境と同一とすること。

(4) 試験体の形状及び寸法は、次によること。

(i) 試験体の短辺は、四百ミリメートル程度とすること。

(ii) 試験体の長辺は、六百ミリメートル±一ミリメートルとすること。

(iii) 幅百ミリメートル程度で長さ六百ミリメートル以上の鋼板を試験体の両長辺に接着その他の方法により緊結し、試験体の短辺（鋼板が接していない部分に限る。）を二〇〇ミリメートル±〇・五ミリメートル

	<p>ル以上とすること。この場合において、(5)の試験により、鋼板及び緊結部分が当該試験体よりも先に塑性化しないものとする。</p> <p>(5) 試験は、次の方法によること。</p> <p>(i) 試験体の両長辺に緊結した鋼板をそれぞれ平行に、かつ逆方向に引くこと。</p> <p>(ii) 試験体に作用する荷重及びせん断ひずみを適切な精度を有する方法で測定すること。</p> <p>(6) 面内せん断強さの基準値は、(5)に掲げる試験による最大荷重を試験体のせん断面積で除して得た各試験体ごとのせん断強さの信頼水準七十五パーセントの九十五パーセント下側許容限界値とすること。</p> <p>(7) 面内せん断弾性係数は、(5)に掲げる試験により得られた荷重—変形関係を用いて求めること。</p>
<p>六 含水率の基準値が定められていること。</p>	<p>六 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第五号に掲げる方法によること。</p>
<p>七 湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合にあっては、第二号に規定する面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数、第三号に規定する面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数、第四号に規定するめりこみ強さ並びに第五号に規定する面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数に対する</p>	<p>七 第一第十号に掲げる建築材料の項(は)欄第六号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ」とあるのは「面内圧縮強さ、面内圧縮の弾性係数、面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ、面内曲げ弾性係数、めりこみ強さ、面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数」と、「(は)欄第二号から第四号まで」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項(は)欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する含水率の影響を考慮し、各部の含水率の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>

含水率の調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮強さ、面内曲げ強さ、めりこみ強さ、面外せん断強さ若しくは面内せん断強さ又は面内圧縮の弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数若しくは面内せん断弾性係数に対する含水率の調整係数は、合理的な方法により面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する含水率の調整係数により代替することができる。

八 長期に生ずる力を受け
る部分に用いる場合に
あっては、第二号に規
定する面内圧縮強さ、
第三号に規定する面
外曲げ強さ及び面内
曲げ強さ、第四号に
規定するめりこみ強
さ並びに第五号に規
定する面外せん断強
さ及び面内せん断強
さに対する荷重継続
時間の調整係数が定
められていること。た
だし、面内圧縮強さ
、面内曲げ強さ、め
りこみ強さ、面外せ

八 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第七号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、せん断強さ及びめりこみ強さ」とあるのは「面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、面内曲げ強さ、めりこみ強さ、面外せん断強さ及び面内せん断強さ」と、「（は）欄第二号から第四号まで」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する荷重継続時間の影響を考慮し、各部の荷重継続時間の調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。

せん断強さ又は面内せん断強さに対する荷重継続時間の調整係数は、合理的な方法により面外曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、面外曲げ強さに対する荷重継続時間の調整係数により代替することができる。

九 長期に生ずる力を受ける部分に用いる場合にあっては、第二号に規定する面内圧縮の弾性係数、第三号に規定する面外曲げ弾性係数及び面内曲げ弾性係数並びに第五号に規定する面外せん断弾性係数及び面内せん断弾性係数に対するクリープの調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮の弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数又は面内せん断弾性係数に対するクリープの調整係数は、合理的な方法により面外曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、面外曲げ弾性係数に対するクリープの調整係数

九 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第八号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ弾性係数及びせん断弾性係数」とあるのは「面内圧縮の弾性係数、面外曲げ弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数及び面内せん断弾性係数」と、「（は）欄第二号及び第三号」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第三号及び第五号」と、「（ろ）欄第六号」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項（ろ）欄第七号」と、「（ろ）欄第七号」とあるのは「同欄第八号」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対するクリープの影響を考慮し、各部のクリープの調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。

<p>により代替することができる。</p>	
<p>十 第二号に規定する面内圧縮強さ及び面内圧縮の弾性係数、第三号に規定する面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ及び面内曲げ弾性係数、第四号に規定するめりこみ強さ並びに第五号に規定する面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数が定められていること。ただし、面内圧縮強さ、面内曲げ強さ、めりこみ強さ、面外せん断強さ若しくは面内せん断強さ又は面内圧縮の弾性係数、面内曲げ弾性係数、面外せん断弾性係数若しくは面内せん断弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数は、合理的な方法により面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する事故的な水掛りを考慮した調整係数と同等以上であることが確かめられた場合にあっては、面外曲げ強さ又は面外曲げ弾性係数に対する事故的な水掛り</p>	<p>十 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第九号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ」とあるのは「面内圧縮強さ、面内圧縮の弾性係数、面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ、面内曲げ弾性係数、めり込み強さ、面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数」と、「（は）欄第二号から第四号まで」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。ただし、各部の組合せに対する事故的な水掛りの影響を考慮し、各部の事故的な水掛りを考慮した調整係数を用いて計算した場合は、当該数値とすることができる。</p>

	を考慮した調整係数により代替することができる。	
十一	接着耐久性に関する強さの残存率が、それぞれ〇・五として定められていること。ただし、直交集成板規格第三条に規定する品質のうち、接着の程度の基準に適合する場合にあっては、この限りでない。	十一 接着耐久性に関する強さの測定は、第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第十号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「（は）欄第二号」とあるのは「第一第二十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第三号」と、「（ろ）欄第二号」とあるのは「同項（ろ）欄第三号」と読み替えるものとする。
十二	防腐処理による力学特性値の低下率の基準値が定められ、かつ、防腐処理に用いる木材防腐剤の名称が明らかにされていること。この場合において、注入処理による場合にあっては、当該木材処理剤の有効成分の含有量の基準値が定められていること。	十二 第一第十号に掲げる建築材料の項（は）欄第十一号に掲げる方法によること。この場合において、同号中「（は）欄第二号から第四号まで」とあるのは、「第一第二十三号に掲げる建築材料の項（は）欄第二号から第五号まで」と読み替えるものとする。

別表第三（検査項目及び検査方法）

(い)	(ろ)	(は)
建築材料の区分	検査項目	検査方法
第一第一号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、組成の検査は資材の受入時に、資料の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。</p> <p>二 引張試験に関する試験片の数は、同一溶鋼に属し、最大厚さが最小厚さの二倍以内のものを一括して一組とし、引張試験片を一個採取する。ただし、一組の質量が五十トンを超えるときは、引張試験片を二個採取する。この場合、製品一個で五十トンを超える場合は、引張試験片の数は、</p>

		<p>製品一個につき一個とする。</p> <p>三 形状・寸法の検査は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに一個以上について行う。ただし、鋳鋼にあつては、各製品ごとに行うものとする。</p> <p>四 その他検査に関わる一般事項は、JIS G〇四〇四（鋼材の一般受渡し条件）——一九九九による。</p>
第一第二号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のうち第二号から第七号まで	<p>一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う（組成の検査を除く。）。</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 機械的性質を調べる試験の抜取検査方式は、JIS Z九〇〇三（計量規準型一回抜取検査（標準偏差既知でロットの平均値を保証する場合及び標準偏差既知でロットの不良率を保証する場合））——一九七九に規定する計量抜取検査方式による。</p>
第一第三号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う（組成の検査を除く。）。</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 鋼素線の検査（外観検査を除く。）は、同一溶鋼の材料を用いた同一線径の素線で、同一条件によって連続して製造されたものが三コイル以上の場合は任意の三コイルの両端から一本ずつ、三コイルに満たない場合は各コイルの両端から一本ずつ試験体を採取して行う。ただし、外観検査は、全コイルについて行う。なお、一コイルとは、製造直後に巻き取られた単位をいう。</p> <p>四 鋼より線の検査は、一条ごとに行う。同一の鋼素線を用い、同一の機械によって連続して製造された複数の鋼より線の場合は、そのうちの任意の一条を選んでもよい。</p>
第一第四号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う（組成の検査を除く。）。</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 引張試験及び曲げ試験に関する試験片の数は、同一溶鋼</p>

		<p>に属し、径又は公称直径の差十ミリメートル未満のものを一括してそれぞれ一個以上とする。ただし、五十トンを超えるときは、それぞれ二個以上とする。</p> <p>四 形状・寸法に関する供試材は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに一個以上を採取する。</p> <p>五 単位質量に関する供試材は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに十本以上又は一トン以上を採取する。</p>
第一第五号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、組成の検査は資材の受入時に資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。</p>
第一第六号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち第二号から第五号まで	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成の検査を除く。)</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 機械的性質の検査は、三体以上の試験体について行う。</p>
第一第七号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(セメント及び骨材の検査を除く。)</p> <p>二 セメント及び骨材の検査は、それらの受入時に、それらの納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 コンクリートの検査は、百五十立方メートルにつき一回の割合で行う。</p> <p>四 コンクリートの種類に応じて、これによる場合と同等以上に品質を確保することができる場合にあっては、前各号の規定によらないことができる。</p>
第一第八号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。</p>
第一第九号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準	<p>一 支承材の検査は、別表第二(ろ)欄のうち第一号、第二号及び第八号に規定する品質基準並びに第四号ロ及びハの</p>

掲げる 建築材 料	のすべて	<p>うち当該支承の特性を代表する品質基準について、別表第二（は）欄に規定する測定方法により、JIS Z9015-0（計数値検査に対する抜取検査手順—第0部 JIS Z9015 抜取検査システム序論）—1999及びJIS Z9015-1（計数値検査に対する抜取検査手順—第一部 ロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式）—1999に規定するロットごとの抜取率に従い、各製品ごとに行う。</p> <p>二 減衰材の検査は、別表第二（ろ）欄のうち第一号、第二号及び第八号に規定する品質基準について、前号に規定する測定方法により、前号に規定するロットごとの抜取率に従い、各製品ごとに行う。</p> <p>三 復元材の検査は、支承材及び減衰材の品質基準のうち関連する品質基準について、第一号に規定する測定方法により、第一号に規定するロットごとの抜取率に従い、各製品ごとに行う。</p> <p>四 前各号に掲げる品質基準以外の品質基準に係る検査は、前各号に規定する検査によるほか、同一の条件下で生産された同種の製品（当該免震材料の品質を代表し得る類似の形状のものを含む。）の検査成績証又は製品の性能を表現できる縮小モデルによることができる。</p>
第一第十号に掲げる 建築材 料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準 のすべて	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ（以下この号において「各力学特性値」という。）並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
第一十一号に掲げ	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準 のすべて	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの最大曲げモーメント、曲</p>

<p>る建築材料</p>		<p>げ剛性、せん断強さ、せん断弾性係数及びめりこみ強さ（以下この号において「各力学特性値」という。）並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
<p>第一第十二号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数、めりこみ強さ、せん断耐力及びせん断剛性（以下この号において「各力学特性値」という。）並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
<p>第一第十三号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの面内圧縮強さ、面外曲げ強さ、曲げ弾性係数、せん断耐力及びせん断剛性（以下この号において「各力学特性値」という。）並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合を考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
<p>第一第十四号に掲げる建築材料</p>	<p>別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて</p>	<p>一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う（組成及びねじ込み性能の検査を除く。）</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 第一号に掲げる検査を行う試験体の数は、同一素線及び同一形状・寸法（熱処理等を施す場合にあっては、更に同</p>

		<p>一の処理条件) のものを一組とし、それぞれ一体以上とする。ただし、次に掲げる検査における試験体の数は、それぞれイ及びロに定めるところによらなければならない。</p> <p>イ 外観の検査 十体以上</p> <p>ロ 表面硬さの検査 三体以上</p>
第一第十五号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち第一号、第二号及び第四号から第七号まで	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成の検査、表面硬さの検査及び打込み性能の検査のうち引抜きに係る部分を除く。)。この場合において、打込み鉋のせん断性能の検査のうち別表第二(は)欄第二号ホ(1)の試験に用いる荷重の最大値は十五キロニュートンとするものとする。</p> <p>二 組成の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 第一号に掲げる検査を行う試験体の数は、同一素線及び同一形状・寸法(熱処理等を施す場合にあっては、更に同一の処理条件)のものを一組とし、それぞれ一体以上とする。ただし、次に掲げる検査の種類についての試験体の数は、それぞれイ及びロに定めるところによらなければならない。</p> <p>イ 外観の検査 十体以上</p> <p>ロ 打込みの検査 十体以上</p>
第一第十六号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、組成の検査は資材の受入時に、資料の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。</p> <p>二 引張試験に関する試験片の数は、同一溶解組に属し、種類、質別及び厚さの同じものにつき、厚さ六ミリメートル以下のものは原則として千キログラム又はその端数を一組として、厚さ六ミリメートルを超えるものは二千キログラム又はその端数を一組として、各組から任意に一個採取する。ただし、製品一個で二千キログラムを超える場合は、引張試験片の数は、製品一個につき一個とする。</p> <p>三 形状・寸法の検査は、同一形状・寸法のもの一ロールごとに一個以上について行う。</p> <p>四 その他検査に関わる一般事項は、JIS H〇三二一(非鉄</p>

		金属材料の検査通則) 一一九七三による。
第一第十七号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のうち第二号から第四号まで、第八号及び第九号	<p>一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う(組成及び機械的性質の検査を除く。)</p> <p>二 組成の検査は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p> <p>三 機械的性質の検査は、各構成材ごとに同一形状・寸法(熱処理を施す場合にあつては、更に同一の処理条件)のものを一組とし、それぞれ一体以上を採取した試験片について、別表第二(は)欄第二号に規定する測定方法等によって行う。ただし、別表第二(ろ)欄第二号ただし書の適用を受けた場合にあつては、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。</p> <p>四 別表第二(ろ)欄第一号において力の伝達に寄与しないものとした構成材にあつては、必要に応じて、組成及び機械的性質の検査を、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。</p>
第一第十八号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	<p>一 同一の機械によって連続して製造された基布を使用し、同一の機械によって同時期に製造された膜材料等の製品(膜構造用フィルムにあつては、同一の機械によって連続して製造された膜構造用フィルムの製品)ごとに別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保できる場合においては、この限りでない。</p> <p>二 膜材料及びテント倉庫用膜材料の基布の質量の検査は、基布の受入時に、基布の検査成績書等の書類によって行ってもよい。</p>
第一第十九号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等によって行う。
第一第二十号	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準	一 資材の受入時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行う。

に掲げる建築材料	のうち、第一号及び第二号	
第一第二十一号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。 ただし、組成の検査は、資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類によって行ってもよい。
第一第二十二号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。
第一第二十三号に掲げる建築材料	別表第二（ろ）欄に規定する品質基準の全て	一 各部の種類、接着剤の種類又は生産方法の条件が異なるごとに別表第二（は）欄に規定する測定方法等によって行う。ただし、当該建築材料ごとの面内圧縮強さ、面内圧縮の弾性係数、面外曲げ強さ、面外曲げ弾性係数、面内曲げ強さ、面内曲げ弾性係数、めりこみ強さ、面外せん断強さ、面外せん断弾性係数、面内せん断強さ及び面内せん断弾性係数（以下この号において「各力学特性値」という。）並びに調整係数による各力学特性値の低減の度合いを考慮して、代表的な品質基準に係る測定方法等により当該建築材料の品質を確保することができる場合においては、この限りでない。 二 形状・寸法の検査は、資材の受入時に、資材の納品書、検査成績書又は試験証明書等の書類によって行う。